

国際学院埼玉短期大学 自己点検・評価報告書

(令和3年度)

令和4年6月

目次

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	3
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	12
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	15

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	18
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	35

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	53
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	60
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	66
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	70

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	75
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	82
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	90

基準 I 建学の精神と教育の効果】

【テーマ 基準 I-A 建学の精神】

<根拠資料>

2021 年度学生便覧、国際学院埼玉短期大学学則、学修成果、国際学院埼玉短期大学教育研究活動等点検・評価委員会規程、2021 年度シラバス、CAMPUS GAIDE 2021 「創立 50 周年記念誌」、「敦照のこころ」、包括協定書綴り、令和元年度自己点検・評価報告書、令和 2 年度自己点検・評価報告書、高大連携連絡協議会議事録、大学改革助言・評価委員会議事録、令和 3 年度年間目標達成のための進捗管理表、令和 3 年度公開講座案内チラシ・アンケート集計結果、第 36 回幼児絵画展募集要項・アンケート集計結果、第 28 回「味彩コンテスト」募集要項、第 28 回「味彩コンテスト」事業報告書、高大連携授業報告、地域開催イベント等への学生参加状況報告、令和 3 年度地域連携委員会議事録

【区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I-A-1 の現状>

建学の精神は、「誠実・研鑽・慈愛・信頼・和睦」である（学生便覧）。また、教育方針（教育理念）として、「礼をつくし、場を清め、時を守る」の凡事徹底を掲げ、専門教育と共に人格の完成を目指す「人づくり」に重点を置いた教育を実践している（学生便覧）。

この建学の精神は、教育基本法の目的である第 1 条の「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」という内容と合致していることを示している。以上のことから、本学の建学の精神は、教育基本法に基づいた公共性を有しているといえる。

また、本学では建学の精神に基づき、優れた人材を社会に送り出すこと並びに公開講座等地域社会への幅広い教育資源の提供を通して公共性を高めながら、私学としての健全な発展も図ってきた。殊に、基準 I-A-2 に記す本学独自のプログラムである幼児絵画展、味彩コンテストは長年に亘り地域の幼児教育分野及び食育において地域貢献を果たしている。このことは、私立学校法第 1 条に規定する「この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする」に合致している。これらのことから、本学の建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有しているといえる。

国際学院埼玉短期大学

建学の精神は、学生便覧、本学ホームページをはじめ、CAMPUS GAIDE 2020 等により学内外に表明している。学外に対しては、本学ホームページに加えて、大学ポータル（私学版）等に掲載し周知している。また、オープンキャンパスでも全体説明において必ず建学の精神を解説しており、高校生、保護者、受験希望者に表明している。

学生に対しては、理事長・学長を中心に、「日本文化と国際理解」「キャリア教育」（2021 年度シラバス）の授業や新入生・在学生オリエンテーションの中で、建学の精神を説き、教職員には学院全体会をはじめとした各種の会議を通してその理解の深化を図っている。また、建学の精神、教育方針をわかりやすく説いた書に「敦照のこころ」（大野誠学院長 著）があり、入学時に学生全員に熟読することを求め、本学の目指す教育の在り方を具体的な表現のもとに示している。本学玄関前並びに各クラス教室には、建学の精神、教育方針を掲示しており、日ごろから学生への涵養を図っている。また、体育大会や五峯祭（大学祭）のテーマを、建学の精神を踏まえたものとして学生から公募し、学生への理解の深化を図っている。

毎年 4 月、12 月、1 月に開催（今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、4 月のみ開催）する学院全体会はもとより、学生便覧をはじめとする各種印刷物発行時、オリエンテーション、新入教職員研修会、FD・SD等の各種行事に建学の精神を全教職員で確認し、学内外へのよりよい発信に努めている。

【区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

本学の公開講座は、「人づくりを科学する」をメインテーマとして本学の知的財産を地域社会に還元するという基本姿勢で開設している。令和 3 年度は、「さいたま市委託事業」「大学コンソーシアムさいたま加盟大学公開講座」「全国調理師養成施設協会共催講座」「介護食士（3 級）養成講座」「その他の講座」の枠組みで、10 講座を計画した（令和 3 年度地域連携委員会議事録）。

その取り組み内容を以下に示す。

① さいたま市委託事業

さいたま市と協議を行い、以下の講座を計画したが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開講については見送った。次年度に内容を再検討して実施する。

○ 幼児保育学科『大人も育つ！子育て講座』（全 3 回）

第 1 回 テーマ：「子どもたちの自尊心を高めるには」

幼児期から小学校の頃に、しっかりと自尊心を高め、これからの時代を生き抜く力を持つための内容。

第 2 回 テーマ：「イキイキクラブ講座」

国際学院埼玉短期大学

日本人が古くから親しんできた折り紙の歴史を知らながら、季節感あふれる折り紙やしかけ折り紙を楽しむ講座。

第3回 テーマ：「ペープサートで遊ぼう」

簡単な材料で手軽に作成でき、幼い子どもたちを楽しませることのできるペープサートを作成。

○健康栄養学科『作って学ぼう！健康ごはん』（全3回・調理実習）

第1回 テーマ：「生活習慣病予防のための食事作りとは？」

第2回 テーマ：「健康増進イタリアン 地中海式食事法のすすめ」

第3回 テーマ：「フランス料理で学ぶ鶏肉の栄養と効能 部位ごとの特徴と調理法」

② 大学コンソーシアムさいたま加盟大学公開講座

大学コンソーシアムさいたまの加盟大学として、生涯学習事業のリレー講座（テーマ：「心と体の健康」）に参加している。令和3年度は、以下の5講座を計画したが、実施できたのは1講座であった。

○「"パン作りにチャレンジ" みんなで作るパン講座」

製パン実習（6月12日）

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開講を見送った。

○「健康維持・増進のためのエアロビクスエクササイズ」オンライン開催

8月21日・28日、9月4日・11日・18日（各土曜日）

オンラインでの開講に切り替えて募集したものの、申込者がなかったため開講できなかった。コロナ禍の影響と推量される。

○「はじめての災害食講座－在宅避難生活を乗り越えるために－」

オンライン講座 11月11日（木）

「在宅避難を乗り越えるための知識と備え・カセットコンロ使用を前提とした調理」コロナ禍の影響を考慮し、オンライン講座として実施した。受講者は、学外参加者1名を含み、117名であった。

○「国際学院埼玉短期大学認定食育士養成講座」

平成26～28年度文部科学省委託事業で産学官が協働して構築した養成プログラムの全てを受講し（所持免許・資格で一部免除あり）、評価判定において合格となった者を国際学院埼玉短期大学認定食育士として認定する。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、学内学生のみを対象として食育推進に興味・関心のある本学学生及び一般の方を募集し、全17テーマ・36コマの講座を開講する予定としていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、同講座の受講対象者を本学学生（栄養士免許取得見込者）のみとし、栄養士免許取得見込者の受講免除テーマ（11テーマ・22コマ）を除いた6テーマ・14コマに規模を縮小して実施することとした。

国際学院埼玉短期大学

<開講状況>

- 第1回 7月12日(月)
講義・実習(1コマ)食育教材作成①(食育実践ラーニング)
- 第2回 9月14日(火)
講義・実習(2コマ)作業体験(酪農)(榎本牧場)(食育実践ラーニング)
- 第3回 9月15日(水)
講義(1コマ×2)食の文化①、②(食育教養ラーニング)
- 第4回 9月16日(木)
講義・実習(1.5コマ×2)商品開発実習①、②(食育実践ラーニング)
- 第5回 9月27日(月)
講義・実習(1コマ)食育教材作成②(食育実践ラーニング)
- 第6回 11月13日(土)
講義・実習(2コマ)作業体験(農)(鈴木殖産園)(食育実践ラーニング)
- 第7回 令和4年2月4日(金)
講義・実習(1コマ)地域食育問題リテラシーⅠ
- 第8回 令和4年2月14日(月)
講義・実習(1コマ)地域食育問題リテラシーⅡ
- 第9回 令和4年2月24日(木)
実技(1コマ)評価(模擬食育発表)

令和3年度は、2月に実施した評価判定の結果、9名に「国際学院埼玉短期大学認定食育士」の資格を付与した。

③介護食士(3級)養成講座

高齢者を対象に、おいしく、食べやすく、明るい気持ちで毎日を過ごすために必要な「食事作り」の知識と基本技術、実践法を修得することを目的に介護食士3級養成講座を開講している。

令和3年度は、前年度同様、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、受講対象を本学学生のみ限定し、令和4年3月に集中講義で実施した。全10回の講座を実施し、健康栄養学科食物栄養専攻及び調理製菓専攻1年生8名が受講し、全員が資格を取得することができた。

④全国調理師養成施設協会共催講座

○「食育教室2021～親子でつくろう！県産食材でパンケーキを作ろう～」

オンライン開催 12月10日(金)～1月21日(金)

講義と実習を行う内容で計画したが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンデマンド開催とした。

令和3年度の公開講座は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能なものについてはオンラインに切り替えるとともに、オンラインでは開講困難な内容については実施を見送ることとした。

また、本学では、行政、地方公共団体、企業、文化団体等の後援を受け、長年に亘って毎年「幼児絵画展」並びに「味彩コンテスト」を開催し、地域社会との連携を深めている。加えて、埼玉県内の高等学校や、さいたま市等と協定を締結し、地域と連携して以下の取組みを行っている。

① 幼児絵画展

埼玉県内の幼稚園・保育園（所）並びに認定こども園に在園する3歳児（年少児）、4歳児（年中児）、5歳児（年長児）を対象とし、幼児教育における表現活動への興味・関心を高め、県内幼児教育の振興に寄与することを目的として昭和61年度から毎年開催し、令和3年度は第36回を迎えた（第36回幼児絵画展募集要項）。

幼児絵画展の後援団体は、埼玉県国公立幼稚園・こども園長会、全埼玉私立幼稚園連合会、埼玉県保育協議会、埼玉新聞社、テレビ埼玉、NHKさいたま放送局の6団体である。また、埼玉県芸術文化祭2021の協賛事業としても位置付け開催した。

令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、応募作品点数をこれまでの半数に制限すると共に、表彰式、作品展示の実施を見合わせた。なお、応募作品は、厳正な審査を経たうえで、本学のホームページ上で優秀作品等の紹介を行った。令和3年度の出品総数は86園421作品であった。

過去10年間の幼児絵画展応募園数及び応募作品数は次表のとおりである。

（第1回から第26回までの掲載は省略、平均値は第1回から第34回までで算出）

回	実施年度	出園数	出展数	回	実施年度	出園数	出展数
27	平成24年度	86園	822点	32	平成29年度	102園	963点
28	平成25年度	76園	698点	33	平成30年度	96園	892点
29	平成26年度	77園	726点	34	令和元年度	96園	881点
30	平成27年度	81園	764点	35	令和2年度	(84園)	(404点)
31	平成28年度	94園	887点	36	令和3年度	(86園)	(421点)

平均参加園数：73.4園／年 平均出展数：719.9点／年

注：（ ）は規模を縮小したため平均数から除く

例年、本絵画展開催にあたっては、学生が表彰式に主体的に関わっている。事前準備として、表彰時に子どもたち一人ひとりに渡す折り紙のメダルを作成し、900点前後の作品の学内掲示にも携わっている。当日の案内・誘導も、出展作品全てをデータベース化し、出展者である子どもの作品がどこに掲示されているかタブレット端末で確認しながら、丁寧且つ確実に案内・誘導するなど役割分担を行っている。表彰式当日の子どもたちやその保護者の感激した様子を目の当たりにし、本絵画展の目的である幼児教育振興の重要性を再確認すると共に、専門職へのモチベーションをさらに強固にする学びの機会となっていたが、今年度はコロナ禍にあり、本学「五峯祭」（大学祭）における表彰式や、全応募作品の展示が叶わなかった。

また、平成30年度から、今後のさらなる幼児絵画展の充実発展に資するため、参加

園に対し参加後のアンケート調査を実施している。令和3年度は33園からの回答があり、本絵画展が園における保育活動に「多いに役立っている」・「役立っている」との回答が93.9%と非常に高評価を得ることができた。出品に際し、工夫している点や子どもたちの様子、保護者の反応などについて、自由記述の部分で多くの意見を寄せていただいた。この情報を学内において共有し、次年度に生かしていくこととしている。

②味彩コンテスト

「味彩コンテスト」は、平成5年に、当時の食環境を考慮して加工食品等を用いた栄養バランスの良いメニューを募集することで食生活の改善を目指すことに始まり、近年は、食育推進の観点から地産地消を考慮した内容に変遷している。令和3年度は、第28回目を迎え、地産地消の推進を考慮し、埼玉県産の鶏卵や野菜と黒豚（高校の部は国内産豚肉）を使用した美味しい主菜料理を募集課題とし、一般と高校の部について募集した。（参考資料：第28回「味彩コンテスト」募集要項）。応募者数は、高校の部170点、一般の部216点、総数386点となった。

学内審査委員による予備審査後、学内外の審査委員11名による一次審査を経て、例年であれば二次審査として調理審査を行っていたところ、コロナ禍を考慮し、調理審査を行わずに二次審査もレシピ審査に絞って開催した。9月22日には、学内外の審査委員によるオンライン選考会を行い、各賞を決定した。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、実施を見送っている。

令和3年度は、後援団体として、関東農政局、埼玉県、さいたま市、埼玉県教育委員会、さいたま市教育委員会、全国農業協同組合連合会埼玉県本部、(株)埼玉新聞社、(株)テレビ埼玉、NHKさいたま放送局、(一社)全国栄養士養成施設協会の計10団体、協賛団体として、埼玉県芸術文化祭2021、ハウス食品(株)、埼玉東部ヤクルト販売(株)、東京ガス(株)埼玉支社、キリンビール(株)埼玉支社、(株)パレスホテル大宮、松本米穀精麦(株)の計7団体の協力を得て実施した。

また、10月2日には、レシピ審査に基づき健康栄養学科の学生が調理した最優秀作品の試食会を開催した。教員指導のもと、学生4名が調理し、審査委員長、学長、委員代表、学友会長の4名が試食した。

この試食会の様子は、毎日新聞、埼玉新聞に紹介されると共に、本学Webサイトに掲載した。

過去10年間の味彩コンテスト応募総数及び内訳は次表のとおりである。

(第1回から第18回までの掲載は省略、第20回から高校の部を開設)

回	実施年度	一般の部	高校生部	回	実施年度	一般の部	高校生部
20	平成24年度	255	181	25	平成29年度	271	194
21	平成25年度	258	192	26	平成30年度	227	129
22	平成26年度	272	166	27	令和元年度	172	150
23	平成27年度	277	231		令和2年度	—	—
24	平成28年度	246	215	28	令和3年度	216	170

※令和2年度は開催見送り。

※平均応募者数

一般の部（第1回から集計）：293.7点／年 高校の部：180.9点／年

令和3年度においては、調理審査ならびに五峯祭における一般公開は行わなかったが、例年、この味彩コンテストには、学生が積極的に運営に携わっている。審査当日の受付、誘導、写真展示、採点補助作業、実施後の実習室片付けなどをはじめ、ビデオ撮影補助、編集作業を担当している。当日の運営補助の成果は、本学の「五峯祭」（大学祭）において、大いに発揮し、最優秀作品をレシピに基づき学生が調理し「味彩弁当」として来場者に販売し、完売している。また、コンテストの様子を撮影した映像を編集し、「五峯祭」において上映し、「味彩弁当」の販売と共に、本コンテストの意義を広く地域社会に周知する活動に携わっている。

レシピ審査となった令和3年度は、試食会において最優秀作品を学生が調理し、運営に携わった。また、試食会の様子は本学Webサイトに掲載し、「五峯祭」においても上映した。

③ 高大連携授業

平成30年度から、これまでの短時間の出張体験授業にとどまらず、本格的な実習授業の提供を実現すべく、高大連携授業を行っている。令和元年度及び令和2年度は以下のとおり、高大連携授業を実施した。

月日	連携高等学校	参加数	時間	実習内容
令和3年6月2日(水)	埼玉県立鷺宮高等学校	23名	13:00～15:00	製菓実習
令和3年7月15日(木)	国際学院中学校高等学校	13名	12:50～14:20	保育基礎
令和2年8月5日(水)	埼玉県立鷺宮高等学校	17名	9:00～12:00	製菓実習
令和2年10月23日(金)	埼玉県立鷺宮高等学校	17名	15:00～17:00	西洋料理実習
令和元年7月10日(水)	星槎学園大宮校	28名	10:00～12:00	製菓・製パン
令和元年9月27日(金)	栃木県立足利南高校	15名	10:50～14:00	西洋料理体験
令和元年11月26日(火)	国際学院中学校高等学校	21名	9:00～17:50	製菓・製パン

全ての授業内容と、本学側担当教員による実施概要と高等学校側担当者の所感や今後の希望などを記す記録紙を導入し、本学側・高校側で共有を図った（高大連携授業報告）。

令和3年度は、鷺宮高等学校を会場として調理部の生徒を対象に製菓実習を、国際学院中学校高等学校を会場として2年生を対象に保育基礎を実施した。製菓実習では和菓子、ミニチーズどら焼きの制作、保育基礎では幼稚園・保育園についての講話、折り紙を使用したカレンダー制作体験を行った。高校からは「進学・就職に向けた具体的なイメージをつかむことができた」との意見を頂いた。

④ さいたま市と連携事業「給水スポット実証実験」の取組み

マイボトル推進の取組みとして、さいたま市ならびにウォーターサーバーを提供する企業・ウォータースタンド株式会社と協定を締結して、学内4か所にウォーターサーバーを設置し、9月24日から12月24日の3カ月間、「給水スポット実証実験」を

行った。本取り組みは、プラスチック（ペットボトル）ゴミ削減や環境問題への意識の啓発を目的とするものであり、全 200 名のモニター募集に対し、学生 163 名、教職員 47 名、計 210 名のモニターで実施した。終了後のアンケートについては、247 名とモニター以外の学生・教職員からも回答を得た。実証実験結果については 210 名のモニターを対象とし、協定内容どおりサーバー提供の企業が検証して、さいたま市が確認の上、報告書として仕上げられた。本学においては、実験開始前と比較し、終了後にはマイボトル利用率が向上したこと等が報告されている。

⑤ さいたま市の食品ロス削減プロジェクト「チーム Eat All」

本学は令和元年度から参加している。令和 3 年度は、健康栄養学科が実習で使用した出し殻からつくる「エコふりかけ」の動画を作成し、さいたま市が作成・配信する食品ロス削減啓発動画において「取組み動画」としてリンクを貼るという形で参加した。

⑥ さいたま市商工会議所と連携 新型コロナワクチン職域接種

学生のワクチン接種支援を職域接種として実施した。9 月に 13 名接種している。教職員及び学生のボランティア活動等を通して地域・社会に貢献すべく、行政や地域の団体が主催する地域開催イベント等へ参加している（地域開催イベント等への学生参加状況報告）。令和 2 年度・3 年度はコロナ禍にあり、参加は叶わなかったが、令和元年度は以下①から④の地域開催イベント等へ参加した。

① さいたま市長とのタウンミーティング

「さいたま市長とのタウンミーティング」が「将来を見据え、さいたま市のまちづくりや市役所移転について考えよう」をテーマとして、10 月 28 日に大宮区役所において実施され、本学からは、学友会の正副会長を務める 2 名の学生が参加した。

② エコキャップ運動

「世界中の子どもたちにワクチンを」をスローガンにペットボトルのキャップを集めて寄付する運動に学友会を中心として参加した。各教室にキャップ投入箱を設置し、学友会のメンバーが全学的に呼びかけを行い、実施したもので、令和 3 年度は 6,794 個、ポリオワクチン 7.9 人分を提供することができた。この運動は、令和元年度から SDGs（Sustainable Development Goals・持続可能な開発目標）の取組のうち、「3 すべての人に健康と福祉を」に位置付けて取り組んでいる。

③ 大学環境美化推進委員会による学外清掃活動

原則として週に 1 回、各クラスで実施曜日と時間を決め、学生と同委員会の教職員で正門前や南門前の道路の落ち葉掃きやごみ拾いを実施している。この取り組みは、地域の方々との挨拶によるより良い交流の機会ともなっている。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

建学の精神について、学生への理解の深化を図るための取り組みを種々実施しているが、多様化する学生に対し一層の理解を深めるため、平成 30 年度に教養科目の見直しを行い、これまで、1 年前期開講科目であった特別教養講座の内容を 2 年間継続して

国際学院埼玉短期大学

開講している「キャリア教育」に盛り込むよう再編して、建学の精神の理解をキャリア構築の基礎として令和元年度から実施した。建学の精神を扱った学長による初回の授業における学生個々によるリフレクションペーパーの記述なども含め、今後、建学の精神の理解の状況を測っていく予定である。さらに、令和元年度より本格的に始まったSDGsに関する取り組みも、その内容や成果、課題の把握、学外への積極的な広報等について検討を進め、さらに推進していく必要がある。

また、地域・社会貢献の一環として本学教育資源を提供して実施している公開講座のコロナ禍におけるあり方について、講座内容や運営方法等について検討し、内容の一層の充実を図る必要がある。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

<根拠資料>

2021 年度学生便覧、国際学院埼玉短期大学学則、国際学院埼玉短期大学教育研究上の目的、学修成果、大学改革助言・評価委員会議事録

[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に
応えているか定期的に点検している。(学習成果の点検については、基準 II
-A-6)

<区分 基準 I -B-1 の現状>

学科・専攻課程ごとに建学の精神及び教育方針に基づき、教育目的・目標を人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的として学則に位置づけ、ホームページ等に掲載し、学内外に周知すると共に、その専門性に照らして目指すべき社会人になるための学修成果を明確に示している。

また、各実習において実施する実習先訪問の際に、両学科の教員が本学人材養成に対する意見聴取を行うと共に、学科ごとに年 1 回開催する実習先との実習連絡会においても意見聴取を行い、本学の人材養成が社会の要請に応えているかどうか定期的に点検している。今年度はコロナ禍にあり、オンラインによる実習連絡会を幼稚園、保育園、児童養護施設等に行い、健康栄養学科は、病院、福祉施設、保育園等に行った。

[区分 基準 I -B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-2 の現状>

建学の精神に基づき、学科・専攻課程及び専攻科の教育目的・目標及び学修成果を明確に示し、教育の質保証を図っている (国際学院埼玉短期大学教育研究上の目的)。

学科・専攻課程及び専攻科の教育目的・教育目標を明確に示している。教育目的・目標は、オリエンテーション等における学長講話の中で明確に示し、学生への理解が深まるようにしている。

また、学科・専攻課程の学修成果を定めている。教育目的・教育目標、並びに学修成果は、本学ホームページ等によって学内外へ表明している（学修成果）。

学修成果は、専門職への就職率や資格取得率等により定期的に点検している。

〔区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準 I-B-3 の現状＞

三つの方針を一体的に策定し、学内外に公表している（2021年度学生便覧）、（大学改革助言・評価委員会議事録）。三つの方針は定期に各種法令などとも照らし、改訂の必要がある時は運営協議会において検討を開始、学科会議の検討結果も合わせ、外部委員を構成員に含む大学改革助言・評価委員会に諮り意見を聴取したうえ、再度運営協議会において原案作成を行う。その後、教授会の審議を経て改訂後、教職員会議及び非常勤講師連絡会で解説・配付し、本学ホームページ、大学ポートレートへ掲載し公表すると共に、学生にはオリエンテーションをはじめとする各機会において説明、解説している。

令和元年度には、高大接続改革、入試改革の流れに伴い、アドミッション・ポリシーの見直しを実施した。見直しにあたっては、運営協議会に諮り、意見聴取のうえ、再度運営協議会において具体的な見直しを実施し、最終的には教授会に諮り改正を行った。また、高大連携連絡協議会においても高校からの意見を聴取した。

令和3年度には、学力を多面的・総合的に評価する一般選抜の実施に当たって国語総合（古文、漢文を除く）とコミュニケーション英語Ⅰとの融合問題を出題することとし、令和4年度の募集要項に明記した。また、5月には高校教員対象の入試説明会を対面とオンラインで開催した。

授業科目のシラバス作成の際には三つの方針を踏まえ、卒業認定・学位授与の方針について、当該授業科目の達成目標に合致しているか精査しながら作成を行っている。授業担当者が作成したシラバスは、学科長をはじめとして教務委員会等において再確認し、授業担当者にフィードバックのうえ必要に応じて修正し、学生に公表している。

＜テーマ 基準 I -B 教育の効果の課題＞

教育実習や保育実習、校外実習等の実習先の関係者から実習連絡会の場で、幼稚園教諭、保育士、栄養士、調理師として求める人材像についての情報収集を図っているが、今後もこれらに基づいた教育の質の向上を図り、社会に有意な人材を輩出していく必要がある。

＜テーマ 基準 I -B 教育の効果の特記事項＞

特になし。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

教育研究活動等点検・評価検討委員会規程、令和3年度自己点検・評価報告書、高大連携連絡協議会議事録、大学改革助言評価委員会議事録、令和3年度年間目標達成のための進捗管理表、就職先企業・園に対する卒業生アンケート結果、卒業生支援アンケート、令和3年度教授会議事録、令和3年度委員会等議事録（運営協議会）、令和3年度自己点検・評価スキーム及び分担表

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

自己点検・評価のための規程を整備し、日常的に自己点検・評価を実施している（教育研究活動等点検・評価検討委員会規程）。毎年当該年度の自己点検・評価報告書を根拠資料に基づき、専任教職員全員が各基準に分かれ、分担執筆し、基準ごとに内容の精査を行ったうえで、年度末に専任教職員が一堂に会し、記載内容の発表、意見聴取を実施し、報告書を加筆・修正する。さらに、ALOが委員長を務める教育研究活動等点検・評価委員会で記載内容の精査を行い、ステアリングコミッティである運営協議会の協議を経て報告書を作成している（令和3年度自己点検・評価報告書、令和3年度自己点検・評価スキーム及び分担表）。

作成した自己点検・評価報告書は、全教職員で共有すると共に、学内に印刷物を設置し、学生・保護者、地域社会の住民が自由に閲覧できるようにすると共に、本学ホームページに掲載している。

また、各委員会においては、年度初めに、年間の目標と行動計画、達成度評価基準等を明示した「年間目標達成のための進捗管理表」を作成し、これを基に活動を行い、前期末に中間評価、年度末に年間評価として年2回の自己点検・評価を実施している。

さらに、取組内容と目標達成状況、自己点検・評価に基づく次年度の改善計画を含めて、学内の当該委員会委員以外の教職員による評価を受け、その結果を運営協議会

国際学院埼玉短期大学

に報告し、各委員会の状況を全学的に共有する中で改革・改善を進めている（令和3年度年間目標達成のための進捗管理表）。

本学院の併設校である国際学院高等学校との高大連携連絡協議会において、随時高等学校の意見聴取を実施すると共に、大学改革助言・評価委員会においては、委員会の構成員である学外の有識者から、意見を聴取している（高大連携連絡協議会議事録）。

〔区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係 法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

学修成果については、教育課程・授業・履修指導等の分野を教務委員会、教職課程委員会、学友会活動・課外活動・学生生活全般を学生委員会等、全学横断して、各種委員会においてアセスメントを実施している。平成30年度に策定した評価指標に基づき、学修の成果を評価し、教育内容や方法等についての検証を進めている。また、各学修成果の可視化に向けて、「ルーブリック評価」を中心とした評価方法を導入すると共に、令和3年度においても、2年間の学修成果を明らかにする「ディプロマサプレメント」評価を行っている。

委員会は、自己点検・評価において明らかになった課題、充実改善の観点を委員会の改善目標に掲げ、その実施計画を策定すると同時に定期的に委員会を開催し実施している。委員会活動の進捗状況・実績は、年2回、前期・後期に中間及び実績評価を委員会内で実施後、委員会以外の学内教職員に評価を依頼、査定の後、運営協議会に提出し、PDCAサイクルにのっとり評価・改善を図っている（令和3年度委員会等議事録（運営協議会））。

各種関係法令の変更については、学長・副学長・学科長をはじめ、主要幹部に資料を回覧すると共に、運営協議会等で取り上げ、全体SD又は教職員会議において共有している。また、法令遵守に必要な各種規程改正や取組体制の構築を、学内のワーキンググループ等を必要に応じて設置し、運営協議会の協議を経て教授会に諮り実施している。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

本学の教育内容については、外部委員による大学改革助言・評価委員会並びに高大連携連絡協議会により意見聴取を行っているが、本学の教育内部質保証の一層の充実改善を図るべく、同委員会・同協議会の回数そのものを増加し、さらなる意見聴取ができるよう引き続き工夫を図る必要がある。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

特になし

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実行状況

建学の精神・教育方針について、多様化する学生の理解が深まるようにこれまでの取組に加えて各クラス教室に建学の精神を掲示すると共に、オリエンテーションのプログラムにも明記し、さらに体育大会や五峯祭等の学校行事のテーマを設定する際に、建学の精神を反映させるなど、様々な機会を捉えて学生の理解が深まるように取り組んでいる。

また、実習連絡会については、内容や開催時期の工夫のほか、令和3年度もコロナ禍の状況で参加が難しい実習先を考慮して、Questant（クラウド型アンケート作成ツール）及びメール並びにFAXでのアンケートを行うことで、現場の意見や要望を確認した。これらに基づき実習先からの意見・要望等について検討・対応していくことが必要である。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学の教育内容の充実に活用することを目的として、平成30年度から就職先への卒業生調査を実施しており、令和3年度も「就職先企業・園に対する卒業生アンケート調査」を実施した。対象企業・園303件中、227件の回答を得た。（回収率75%）今後、キャリア教育をはじめとする学生への教育指導の充実に活用していく。

平成30年12月に加盟した国連グローバル・コンパクト（UNGC）に関して、令和元年度から具体的な取り組みが始まったが、卒業研究ゼミの取り組みをはじめ、本学の教育活動のさまざまな場面でSDGs（Sustainable Development Goals・持続可能な開発目標）の取り組みがなされている。すべての教育活動について、17のゴールとの関わりを意識した取り組み、またその進捗状況を確認する体制づくりが必要になる。

なお、令和2年11月25日には、コミュニケーション・オン・エンゲジメント（COE）として本学院の2年間の取り組みを国連グローバル・コンパクト（UNGC）本部に報告した。コロナ禍において活動が制限される中、次の報告に向けて準備していくことが重要である。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕

<根拠資料>

令和3年度学生便覧、令和3年度シラバス、令和3年度学年暦、
令和4年度学生募集要項

令和3年度単位取得状況一覧、令和3年度卒業生進路状況、令和3年度学生満足度アンケート集計結果、就職先企業・園に対する卒業生アンケート結果、令和3年度GPA分布図、授業アンケート集計結果、成績調査制度導入について、資格取得状況（H30～R3）、「キャリアノートブック2021」、短大生調査2020、学生状況（H28～R3）（卒業率・就職率・専門職への就職率等）、履修カルテ

国際学院埼玉短期大学教員選考規程、国際学院埼玉短期大学教員選考基準、国際学院埼玉短期大学教員選考資格審査基準

〔区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1の現状>

本学の学修成果は、学科・専攻課程及び専攻科が目指す専門性に照らした社会人を育成することとして捉え、明確にしている。この学修成果に対応して「卒業認定・学位授与の方針」（令和3年度学生便覧）（令和3年度シラバス）は、各専門領域で活躍できる人になることを前提とし、幼児保育学科においては、幼稚園教諭二種免許、保育士資格、健康栄養学科食物栄養専攻においては、栄養士免許、健康栄養学科調理製菓専攻においては、調理師免許を取得することを基本として「卒業認定・学位授与の方針」（学科）、「課程修了認定の方針」（専攻科）に示している。

卒業認定及び修了認定等については、学則に規定している。卒業認定については、学則第39条に「本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を取得した者については、学長が卒業を認定する。」としている。また、修了認定については、学

則第 55 条に「専攻科に所定の修業年限以上在学し、所定の単位以上を修得した者については、学長が修了を認定する。」としている。

成績評価の基準については、学則第 37 条に「学業成績の判定には S、A、B、C 及び D の 5 種をもってこれを表し、S は 90 点以上、A は 80 点以上、B は 70 点以上、C は 60 点以上、D は 59 点以下とし、S、A、B、C を合格とする。」と規定し、資格取得の要件については、学則第 30 条に幼稚園教諭免許、第 31 条に保育士資格、第 32 条に栄養士免許、第 33 条に栄養教諭免許、第 34 条に調理師免許について、それぞれ明示している。

「卒業認定・学位授与の方針」及び「課程修了認定の方針」を学科・専攻課程及び専攻科ごとに定め示している。「卒業認定・学位授与の方針」、「課程修了認定の方針」は三つの方針の一つとしてホームページ、大学ポートレートに掲載し広く発信している。

また、学生には、シラバス及び学生便覧において、周知徹底を図っている。このほか教職員に対しては入職時に、非常勤講師に対しては非常勤講師連絡会で明示している。

本学の「卒業認定・学位授与の方針」、「課程修了認定の方針」は、平成 20 年 12 月の中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」等に鑑みて、平成 21 年度に策定したものであり、その後も法令の改正や中央教育審議会答申等に鑑みて改定を重ねている。このことから、これらの方針は、社会的・国際的に通用性があるものと言える。

学科・専攻課程の「卒業認定・学位授与の方針」及び専攻科の「課程修了認定の方針」は定期的に点検している。平成 25 年度は、内容をより簡潔明瞭にし、学生に理解しやすい表現にすると共に、全体的な整合を図った。さらに、平成 29 年度においては、中央教育審議会大学分科会大学教育部会による『「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、『教育課程編成・実施の方針』(カリキュラム・ポリシー) 及び『入学者受入れの方針』(アドミッション・ポリシー) の策定及び運用に関するガイドライン」

(平成 28 年 3 月 31 日) に基づき、「学士課程答申で示された『各専攻分野を通じて培う学士力～学士課程共通の学習成果に関する参考指針～』」を踏まえて見直しを行い、改定している。学科・専攻課程それぞれに「教養」、「知識・技能」、「汎用的技能」、「態度・志向性」、「総合的な学習経験と創造的思考力」の項目を設け、修得すべき内容を記述している。また、本学の全ての授業科目において、ディプロマ・ポリシーに基づいて重点的に身につける能力としてシラバス上に明示している。

【区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ①学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ②単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④シラバスに必要な項目(学修成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。

⑤通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

(3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。

(4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

学科・専攻課程及び専攻科の教育課程は、「卒業認定・学位授与の方針」、「課程修了認定の方針」に対応している。

学科・専攻課程及び専攻科の教育課程は、短期大学設置基準に則り、「教育課程編成・実施の方針」に基づいて、学修成果に対応した授業科目で編成している。「教育課程編成・実施の方針」は、ホームページ、大学ポータルにおいて広く発信すると共に、学生へは、シラバス及び学生便覧に掲載し周知徹底を図っている。

なお、「教育課程編成・実施の方針」は、中央教育審議会大学分科会大学教育部会による『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学者受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日）に基づいて見直し、一体的に平成29年度に更新しており、「卒業認定・学位授与の方針」「課程修了認定の方針」に対応したものとなっている。これらのことから、本学の教育課程は、「卒業認定・学位授与の方針」「課程修了認定の方針」に対応しているといえる。

学科・専攻課程共通で、「豊かな教養と、専門的知識・技能、問題解決能力、規範意識・倫理観、社会的責任、学びに向かう力、それらを活用・適用して課題を解決する能力」の修得を明記している。令和元年度入学生に向け、教養科目と専門科目の連携充実を目的とした教育課程の見直しを行うに当たり、「教育課程編成・実施の方針」についても改定を行っている。

「教育課程編成・実施の方針」に基づき、教養科目、専門科目に大別して授業を開講している。教養科目は、学則別表「教育課程」により、25科目31単位の科目を開講しており、幼児保育学科・健康栄養学科共通となっている。なお、平成30年度に科目数及び単位数を維持し、令和元年度入学生を対象とした教養科目の見直しを行った。専門科目は、学則別表「教育課程」により、幼児保育学科、健康栄養学科食物栄養専攻、健康栄養学科調理製菓専攻、専攻科幼児保育専攻、専攻科健康栄養専攻、専攻科高度調理師専攻、専攻科キャリア開発専攻別に定めている。また、平成28年度からは、カリキュラムマップを用い科目の難易度（「基礎」、「中核」、「応用」）を明示し、開講期についても令和2年度シラバスの中で明確に示している。

単位の実質化を図るため、令和3年度シラバスにも授業ごとに、準備学習を記述している。

令和3年度も令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染拡大に伴い、授業実施には万全の対策を取り進めた。令和3年度入学式は式典を中止し、分散型によるオリエンテーションを実施した。このオリエンテーションでは特に新入生に対し、面接

授業とともにオンライン併用授業に即応できるよう、学生個々に付与したアカウント、Zoom や Teams 等必要アプリケーションのダウンロードから利用方法についてガイダンスを開催した。オリエンテーション後も個別質問に学生支援センターで対応すると同時に利用方法説明会を複数回実施し、学生が安心してオンライン授業に臨めるよう工夫した。令和 3 年度前期は 4 月 6 日の授業開始から通常的面接授業体制でスタートしたものの、4 月 20 日から埼玉県がまん延防止等重点措置対応地区となったため、4 月 20 日から全学科で面接・課題併用授業を実施、学生ポータルサイト・Zoom・Teams 等のオンラインツールを用い、授業・課題学習の充実を図った。また、デルタ株急増に伴う全国的なコロナ急拡大により、政府は令和 3 年 8 月 2 日から緊急事態宣言を発令した。本学は、後期授業開始を前に、令和 2 年度に策定済・運用中の新型コロナウイルス感染症に対する本学の指針（警戒カテゴリー・活動指針）に加え、令和 3 年 9 月 1 日、本学独自の濃厚接触認定基準並びに感染拡大予防ガイドラインを新たに制定した。このガイドラインは、感染リスクをゼロにすることは不可能であることを踏まえつつ、感染レベルを可能な限り低減し、教育活動の継続を図るものであり、万が一感染が発生した場合でもまん延を防止し、大学全体が臨時休業に至ることがないように手法とチェックリストを備えたものとした。令和 3 年 9 月 22 日からの後期授業においても、全学科面接・課題併用授業とし、面接授業による学生の学習機会確保を重視しながら、双方向性各種オンラインツール利用と課題指導強化により学修成果の獲得を図った。

また、夏期休業中に、昨年から推進してきた学内の通信環境のさらなる整備と充実を図るべく、全館に Wi-Fi 設備設置、通信回線の高速化を実施した。特に、健康栄養学科が使用する調理実習室における学修成果の可視化を図るべく、タブレット (iPad) 端末 90 台を導入し、授業中の教員の実演状況を各作業台へリアルタイム配信するとともに、オンデマンドにて復習に用いることを可能とした。授業外の自主学習においても、学生自らが自身の調理技術動画等を撮影・保存し、教員の手本と比較、課題発見につなげることや、自らの PR ポイントとして、就職活動におけるオンライン面接などにも用いることができるよう環境を整えた。

令和元年度からは年間・学期において履修登録できる単位数の上限設定について定めた。

厳格な成績評価は教育の質保証の基本である。成績評価は、短期大学設置基準に則り、学則 37 条に規定し、授業担当教員により実施している。シラバスには「成績評価及び単位認定」「成績発表」「GPA (グレード・ポイント・アベレージ) 制度」について明記している。また、平成 29 年度より、S・A・B・C・D の評価の基準について、評点のほかに達成の度合いを明記し、学生にとってより分かりやすいものとした。また、成績評価に付帯する事項として、同シラバス内の履修の手引きの「欠席、遅刻、早退の取扱い」及び「試験」の項目では、出席管理の厳格化、試験に関する規定の明確化、レポート等の提出物の期日厳守等を学生に周知徹底している。

成績評価の透明性を確保するために、平成 29 年度から「成績調査制度」(成績調査制度導入について)を導入し、自身の成績に疑問のある学生がいた場合、所定の手続きを経て、担当教員が成績評価の根拠を明示し、説明責任を果たせるような仕組みを構築した。令和 3 年度は、2 件の問い合わせがあり、成績評価の根拠と照らし、変更はな

かった。

令和2年度シラバスは、平成26年度に導入した学務システム(キャンパスマジック)上で作成し、紙媒体とwebの両方で学生が閲覧できるようにした。シラバスには、科目名、担当者氏名、授業方法、単位・必選、開講年次・開講期、ディプロマ・ポリシーに基づいて重点的に身につける能力、授業の概要、授業の到達目標、成績評価の方法、テキスト、参考図書、授業時間外学習、課題に対するフィードバック等、授業計画(週・テーマ・学修内容など)について明記している。シラバス作成にあたっては各科目担当者がシラバス作成要領に基づき内容を記載し、学科長、教務部長がその内容の確認を行っている。

学科・専攻課程の教員の採用及び昇任は、短期大学設置基準に則り制定した「国際学院埼玉短期大学教員選考規程」(国際学院埼玉短期大学教員選考規程)及び「国際学院埼玉短期大学教員選考基準」(国際学院埼玉短期大学教員選考基準)に基づき開催する「教員選考委員会」において、学位、教育実績、研究業績、製作物の発表、その他経歴等、適格性の確認・教育研究業績の審査等を行っている。その後、教授会において審議し、採用については理事長が、また昇任については学長が行い、適切に教員を配置している。平成30年度には「国際学院埼玉短期大学教員選考資格審査基準」を新たに設け、教員の採用及び昇任の基準をより明確にした(国際学院埼玉短期大学教員選考資格審査基準)。

学科・専攻課程の教育課程の見直しは、学生の学修成果を高めるために定期的に行っている。幼児保育学科では、教育職員免許法施行規則の改正及び「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」の一部改正に伴い、新カリキュラムを整備し「教職課程再課程認定」・「保育士養成施設の学則変更」の申請を行い、認定を得て令和元年度から実施している。特に、法令に則した免許・資格必修科目の所定改定のみならず、栄養・調理の学科専攻を併せ持つ本学の特長・強みを最大限生かせるよう、保育士の選択科目に「食育論」「保育のための調理基礎」を新設した。新設の「食育論」をはじめ、「子どもの食と栄養」の授業科目において、保育園園長や保育園栄養士を非常勤講師として招聘し、現場の実情を踏まえた授業展開を行い、即戦力の育成に努めている。健康栄養学科食物栄養専攻においても栄養教諭における「教職課程再課程認定」の申請を行い、認定を得ている。教養科目についても平成30年度に見直しを行い、令和元年度から実施している。

令和2年度は、健康栄養学科食物栄養専攻の栄養士免許取得のための教育課程の見直しを行った。これまで、社会生活と健康の教育内容必修4単位中、公衆衛生学Ⅱに社会福祉概論の内容を含んで編成していたが、新型コロナウイルスなど各種の公衆衛生学の内容強化が必要と考え、新たに社会福祉概論1単位を加え、公衆衛生学Ⅰ・Ⅱ各2単位で当該分野の学習の内容を増強する教育課程に再編、令和3年度新入生から適用することとした。幼児保育学科においては、2年間を通して履修している教育実習並びに教育実習指導を1年次・2年次で科目分離し、1年次で「教育実習指導Ⅰ・教育実習Ⅰ」を履修、その評価を踏まえて2年次の「教育実習指導Ⅱ・教育実習Ⅱ」の履修にスムーズに移行できるよう再編を行い、令和3年度新入生から適用することとした。健康栄養学科調理製菓専攻においては、講義・演習・実習科目を横断し、知識と技術の

更なる深化を図るため、「調理総合演習」を新設し、令和3年度新入生から適用することとした。

〔区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

教養科目の構成については教務委員会並びに運営協議会において検討し、教授会の意見を聴いて学長が定めている。教養教育の内容は、教養科目と教養教育に関連する行事等から構成している。平成30年度に行った教育課程の見直しにより、教養科目は卒業必修科目を15単位から8単位に変更し、選択科目の単位数を増やすことによって、学生の選択の幅を広げた。新たな科目として、「倫理学」、「埼玉学」、「地球と環境」を新設した。社会人として必要な倫理観を養うための「倫理学」、地域の課題・ニーズ、まちづくりなどを理解し、地元社会から求められる人材となるための基礎知識を学ぶ「埼玉学」、身近なところや世界で起っている環境問題の現状と自分たちの関係について学ぶ「地球と環境」の3科目はSDGs（Sustainable Development Goals・持続可能な開発目標）に関連付けた卒業研究ゼミ（専門科目）と関連した科目であり、自身の学びが地球規模の課題解決の一助、一歩となる人づくりを目指した科目となっている。また、本学独自の「人づくり」を目指す「日本文化と国際理解」、「海外研修」は残し、他のコミュニケーション関連の基礎知識を学ぶ科目、ライフスタイルに関わる基礎知識を学ぶ科目で構成している。なお、教養科目のカリキュラムマップは「履修の手引き」に記載し、「基礎」、「中核」、「応用」に分類している。

教養教育の実施体制は、学科で授業科目担当者の案を策定し、学長、副学長、学科長、教務部長、事務局長等で構成する検討会議で審議し、学長が決定している。

教養教育は、幼児保育学科・健康栄養学科の専門教育と関連が明確である。それぞれの学科・専攻に必要なとされる基礎的な能力等が教養科目において修得できる。具体的には、コミュニケーション能力や人間関係形成能力などである。これらの能力は、本学が目指す「人づくり教育」の土台となるものである。「人間と社会」は令和元年度の2年生で終了となったが、本授業の手法は「キャリア教育」及び「卒業研究ゼミ」に取り入れ学生が獲得していた学修成果（課題発見・問題解決能力の育成）は担保できている。また、教養教育に関連する行事として、体育大会や五峯祭（大学祭）など学生が様々なことを実際の取り組みの中で学ぶことができる内容として、教育プログラムを実施している。

令和3年度の体育大会もコロナ対策により従来の全学生参集型競技は避けるべきとし、競技種目や実施体制につき、学生を中心に体育大会委員会にて検討を重ねた。その結果、オリンピック・パラリンピックイヤーにふさわしく、障がい者スポーツへの理解

を深めるため「ボッチャ」を競技種目に選び、学科別実施体制を整え、当初予定日程から数度の延期を経たが、長引くまん延防止等重点措置期間の後、全国的な感染状況悪化により令和3年10月1日緊急事態宣言発出となったため、さらに感染対策を強化すべくクラス単位での実施とした。クラス・学年・学科を横断した目的共有のため、意義やルール解説の動画を制作し、オンデマンド視聴できるよう工夫し、成果をあげることができた。

また、健康栄養学科のキャリア教育の中に位置付けていた「農業体験」も令和2年度に引き続き、令和3年度も十分な実施ができなかったため、農家の方々による講演に代えるなど質保証に努めた。本学の大学祭、「五峯祭」は、日ごろの学修成果の発表の場として位置づけており、例年2日間で4,000名を超える来場者を得て実施していたが、令和3年度も学外来場者受け入れを見送り、学内のみで実施した。令和2年度は学生の学修成果を約半月かけて順次分散展示発表の形式をとったが、令和3年度は1日で分散型発表の形式とし、学生にとって他者の発表を集中的に視聴することで理解と評価がしやすい工夫を行った。多くの学生が自身やグループの学修成果を自分の言葉でプレゼンテーションし、他者から意見や質問を受ける体験ができた。後日実施した反省会においても、「コロナ禍の中でも他者と協力して物事を達成する重要性を認識できた」との声が多く上がった。

授業を履修する学生の評価方法についてシラバスには、科目ごとに評価の方法と時期を明記し、これに基づいて授業担当者は授業の効果を測定・評価している。「成績評価の方法」の欄では、評価の配分を「レポート」、「実技」、「定期試験」、「提出物」のように示し、その割合も表記している。また、学生による授業評価として「授業アンケート」を実施している（授業アンケート集計結果）。この授業アンケートは、令和元年度より設問の内容、及び処理方法の改善を行い、学生からの適切な評価結果が得られるように変更した。従前は講義・演習・実習により授業アンケートの設問の内容を変えていたが、設問項目を統一し、学年集計を行えることとしたことで、個々の授業との比較による改善が可能となった。集計結果は授業担当者にフィードバックし、次年度の授業改善に生かしている。また、授業アンケート集計結果は公式 Web サイトに掲載するとともに、学生支援センター・図書館において閲覧している。

また、毎年11月に実施している一般財団法人大学・短期大学基準協会の「短期大学生調査」については、集計結果の公表・教職員間情報共有にとどまらず、令和元年度以降実施分を毎年詳細に分析し、その分析結果を教職員共有の後、公式 Web サイトに掲載し、広く周知を図っている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4の現状＞

学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制は、「社会に貢献できる専門職業人の育成」を目指して行っている。職業教育の実施は、集団指導と個別指導の形態があり、両方を実施している。集団指導は主に専門教育と「キャリア教育Ⅰ・Ⅱ」を中心とした教養科目で行われている。専門教育では、各資格の取得に必要な授業の中で、適宜、「将来その専門職に就いた時には」ということを学生が意識しながら受講できるようにしている。令和元年度より「教育実習Ⅰ」を11月に変更し、実習がより既習事項を生かしたものとなるよう促すことで、専門職業人としての自覚を喚起している。また、「卒業研究プレゼミ」及び「卒業研究」をグループ単位で研究を行うことで協働の意識向上を図っている。本学院は平成30(2018)年12月に国連グローバル・コンパクト(UNGC)に署名、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン(GCNJ)の正会員として、学院全体でSDGs(Sustainable Development Goals・持続可能な開発目標)に取り組んでいる。令和元年度から本格的に、SDGsに関連づけた卒業研究に着手した。学生が2年間を通じてSDGsに関連づけた専門研究を行えるよう、1年次に「卒業研究プレゼミ」、2年次に「卒業研究ゼミ」を履修し、2年間の学びの集大成として、個人論文、グループ論文を完成させ、2月に開催する卒業研究発表会において、全てのグループがポスターセッションを、代表グループがプレゼンテーションを行う。この卒業研究発表会は、就職内定を受けた企業関係者・高等学校教員・入学予定者を招き、自身の2年間の学修成果を就職先関係者・出身高校関係者に披露すると共に、1年生や後輩となる入学予定者が2年間の学びを具体的に理解する機会としている。令和元年度は新型コロナウイルスの感染が急速に拡大しはじめた時期と重なり、発表学生たる2年次生のみでの実施となった。多くの関係者を招いての開催は断念せざるを得なかったものの、2年生は他ゼミ・グループのポスター発表やプレゼンテーションにふれ、専門職業人としてSDGsがなくてはならない必須の理念として認識ができた。令和元年度のポスターセッション・プレゼンテーション最優秀賞のグループポスターは長期掲示を可能とするラミネート加工し、常時学内に掲出し次年度の参考資料としている。

令和2年度は、このSDGsへの理解を一層深め、ゼミ内で互いに学びあう相乗効果をより高めるために、教育研究活動に必要な教材・費用を補助する運営費申請制度を新設した。多くの教員が本制度を利用し、学生の経済的負担を軽減すると同時に、学生の研究活動を支援・指導した。令和3年度の卒業研究発表会はコロナ禍により、令和2年度に引き続きオンラインにて実施した。発表の様子は録画し、各ゼミの学修成果のエビデンスとすると共に、次年度以降のSDGs理解と学習促進に活用する。国際社会の共通目標と関連させることで社会から求められる専門職業人の育成に寄与できるととらえている。「キャリア教育Ⅰ・Ⅱ」は、キャリア委員会において授業内容を検討し、キャリア委員会委員長がシラバスを執筆している。授業は、各学科・学年の学科長補佐が中心となり、クラス担任と連携して実施している。「キャリア教育Ⅰ・Ⅱ」のテキストとして、「キャリアノートブック2021」をキャリア委員会で編集し、授業で使用している。「キャリアノートブック」では、キャリア形成から就職活動、卒業に向けて2年間の職業教育の内容を取り扱っている。個別指導では、クラス担任を中心とした学科・学

年所属の教員、及びキャリア委員会委員、担当課として学務課学生支援担当が連携し、学生支援・指導に努めている。個別指導の状況については、キャリア委員会で報告・検討を行い、個別指導による職業教育が充実するよう組織的に対応している。

職業教育の効果の測定・評価は、「キャリア教育Ⅰ・Ⅱ」の中で行っている。キャリア委員会では、学生の到達度評価システムの確定を目指し、「キャリア教育Ⅰ・Ⅱ」の評価基準（「キャリア教育Ⅰ」評価基準・「キャリア教育Ⅱ」評価基準）を策定し、PDCAサイクルに基づき、職業教育の改善のための基礎資料としている。また、職業教育の効果は、免許・資格取得率、免許・資格を活かした専門職への就職率という具体性のある結果として表れている（資格取得状況 H29～R1）・（学生状況 H27～R1）（卒業率・就職率・専門職への就職率等）。キャリア委員会では、学生の就職状況について年度ごとにデータを蓄積し、職業教育の改善に取り組んでいる。

令和3年度も令和2年度に引き続きは新型コロナウイルス感染拡大防止のために、マスク着用、グループワークにおいては、フェイスシールドを併用、換気のために全ての教室に扇風機とサーキュレーターを設置、徹底した手指消毒と毎日2回の机などの除菌清掃など様々な工夫を行い、授業を運営してきた。特に、調理実習など食品を扱う実習においては、これまでの食品衛生管理に加えて徹底した感染防止策を導入し、実施した。まず、実習室入口に除菌マット増設、実習室手洗い場にはセンサー式の自動開閉ゴミ箱設置、通学用マスクと実習用マスクを分けるため、実習用マスクを全ての実習で用意するなどの環境面を強化し、あわせて、感染拡大防止のための調理実習におけるチェックリストを作成し、授業ごとに学生にチェック回答させ、回収、確認した。

調理師の調理技術力を客観的に証明するため、令和2年度から健康栄養学科調理製菓専攻に全国調理師養成施設協会の「全調協実技検定制度（令和2年度新設）」を即時導入し、令和2年度ではグレード1を全員取得の実績をあげた。令和3年度においてはグレード1、2取得に向けて調理技術教育を強化するとともに、学生の自主練習のさらなる充実のため、調理実習室を授業が入っていない空き時間に開放し、教員が交代で個別指導を実施している。

両学科ともに、現場で実際に学ぶ教育実習・保育実習・校外実習を実施しており、令和3年度は学生と実習先、担当教員の連絡をさらに緊密にとることができるよう実習専用のスマートフォンを両学科に備え、実習直前の学生の悩みや緊急連絡にも対応できるようにした。

幼児保育学科では新型コロナウイルス感染拡大により、障害児者施設を中心に実習の受け入れ中止が相次いだ。厚生労働省の通達により施設実習を学内実習に振り替えることも可能であったが、職業選択及び職業教育の観点から現場での実習が実現するよう各施設に依頼し、10日間の実習を5日間に短縮して各施設へ受け入れていただいた。学生は不足する5日間分の学内実習と共に社会福祉施設での実習を経験することが可能となり、このような社会状況下においても保育所・幼稚園とは異なる社会福祉施設における保育士の役割を学ぶことができています。

また、幼児保育学科専門科目の「保育・教職実践演習」にアクティブラーニングとして、遠足引率実習を取り入れた。各種実習で学んだ内容を基礎とし、実際に園児を引率するに必要な計画立案から実地研修を行うことができた。

【区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正且つ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-5の現状＞

学科・専攻課程の「学修成果」は、その専門性に照らして目指すべき社会人像（スペシャリストになること）として示している。

一方、「入学者受入の方針」は、学科・専攻課程の専門性に照らし入学を期待する人物像として、大学全体として以下のとおり示している。

1. 本学の建学の精神、教育方針に共感し、継続的に努力することのできる人
 2. 専門職業人（プロフェッショナル）並びに良き社会人として社会に貢献したい人
 3. 自らの人格を高め、国際社会の中で尊敬される「人」に成長できる人
- これらのことから、「入学者受入の方針」は、「学修成果」に対応している。

「入学者受入の方針」は、学生募集要項及びホームページに掲載し、内外に明確に示している。また、大学ポートレートにおいても広く発信している。

なお、「入学者受入の方針」では目的意識を持ち意欲的である学生像を示すと共に入学前の学修成果の把握と評価を明確にするため、幼児保育学科では、高等学校での一定水準の学力のうち、特に「国語総合」と「国語表現」の一定水準の学力を身につけることと、芸術科・家庭科等の選択科目（音楽、美術、保育関連科目等）の履修について明示している。健康栄養学科では、特に「化学基礎」と「生物基礎」について、高等学校での一定水準の学力を身につけることを明示している。

「平成 33 年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」、令和 3 年度入学者選抜からの大幅な入試方法改定を受け、入学者受入の方針についても見直しを行った。見直しにおいては、特に学力の 3 要素に重点をおき、令和 3 年度の新しい入学者選抜の実施要項にそった入学者選抜ができるようにした。令和 3 年度入試における見直しは以下のとおりである。

従来の A0 入試を総合型選抜に、推薦選抜を学校推薦型選抜（指定校・公募）に、一般入学試験を一般選抜に変更した。いずれの選抜区分においても学力の 3 要素を測る

と同時に本学の入学者受入れ方針に合致する者を厳正に選抜することができるよう、従前の方法から抜本的な見直しを行うと共に、面接や小論文すべてにルーブリック評価を導入した。総合型選抜では、文部科学省高等教育局長通知を順守し、出願前のエントリー方式ではなく、プレゼンテーションを含む 20 分程度の個別面談と出願書類による選考を行った。学校推薦型選抜においては、高等学校からの推薦書の書式も改定を加え、学力の 3 要素が明示されるよう推薦理由を記述してもらう形式とした。指定校では、グループ面接を取り入れ、公募推薦では、小論文の所定文字数を 200 字拡大し、学力測定をより厳格化した。

令和 3 年度学校推薦型選抜（指定校）においては、初めてのグループ面接を新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、面接室への入室時手指消毒・マスク着用・面接室の常時換気に加え、それぞれの受験者席の間に飛沫防止の透明シートを設置し、万全の対策をとったうえで実施した。

また、一般選抜においては、文部科学省高等教育局長通知に鑑み、これまで 3 科目から 1 科目を選んで実施していた学力試験を 2 科目の複合試験に変更し、1 科目にかたよらない選抜方法に改めた。

以上のとおり、令和 3 年度から国の大幅な入試方法変更にそって本学の選抜方法も改定し、令和 4 年度学生募集においても、受験生の理解を促進し、安心して受験できるよう別冊のガイドリーフレットを作成し、配布・説明を行った。高等学校教員に対しては入学者選抜説明を実施、高校訪問による個別説明を実施すると共に、併せて、高等教育の修学支援新制度の理解を深めるべく、受験生向けの別冊リーフレットを作成、配布し、周知に努めた。

いずれの入試区分においても、入学試験管理委員会で選抜した合格候補者を、教授会の意見を聴いて学長が合格者として決定している。

授業料、その他入学に必要な経費については、学生募集要項に記載のほか、キャンパスガイド及びホームページに、入学金、授業料、実験実習料、施設費、その他の納付金等、詳細に明示している。

入試に関する事務業務に関しては、アドミッション・オフィスが担当している。アドミッション・オフィスは、教授職の教員がオフィス長を務め、その他必要な職員で構成している。

高校生や保護者からの受験に対する問い合わせ等についても、このアドミッション・オフィスが窓口となり、適切に対応している。

毎年行っている高校教員対象の入学試験説明会も令和 3 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため対面型に加え、オンデマンド視聴が可能なオンライン併用型とし、実施とし、対面にて 15 校、15 名、オンデマンド視聴 16 校、16 名の高校教員の参加があった。この会では全体説明のほかに個別相談会を実施し、「入学者受入の方針」について詳細に説明すると共に、高校教員からも意見を聴取している。

【区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学習成果に具体性がある。

- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学修成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6の現状>

本学の学修成果は、学科・専攻課程ごとに目指すべき具体の専門職業人（スペシャリスト）像として示しており、具体性がある。学科・専攻課程の学修成果は、以下のとおりである。

[学修成果]

○幼児保育学科

人間形成の基盤が作られる大切な時期にある幼児に、直接触れ合うのが保育者である。様々な環境で育ち、違った個性を持つ子ども一人ひとりに限りなく愛情を注げる保育者となるために、本学科では専門知識・技能の修得はもちろん、幅広い視野・知識・技能を持った人材の育成にも力を注いでいる。また、子どもと直接触れ合うことに加えて、保護者に対しても正しくコミュニケーションでき、適切なアドバイスができるスペシャリストとなることを学修成果とする。

○健康栄養学科 食物栄養専攻

健康と栄養に関する知識と指導力を総合的に学び、幅広い専門性と人間力を備えた人材を育てる専攻である。健康づくりの基本となる「栄養、運動、休養」について、ヒトの体の仕組みから健康と病気に関わる食事、メンタルな部分までの生活習慣の影響を学ぶ。これら3つの基本理論と実践を学ぶことで、生活習慣病など健康上の諸問題を解明し、健康と栄養の管理ができるスペシャリストとなることを学修成果とする。

○健康栄養学科 調理製菓専攻

健康と高度な調理師に関する知識と技術を総合的に学び、幅広い専門性と人間力、さらに新時代に求められる豊かな教養と国際感覚を備えた人材を育てる専攻である。社会のニーズに対応できる食育推進と調理専門的知識を修得することで健康増進に貢献でき、調理学の進歩に対応できるスペシャリストとなることを学修成果とする。

学修成果はそれぞれの学科・専攻に合ったスペシャリストになることとしており、短期大学の2年間の一定期間において達成が可能である。

また、その達成度は免許、資格の取得率、それを生かした就職率の高低によって測っている。令和2年度の単位修得状況は、各科目によってややばらつきがあるが、概ね90%以上であった。また、令和2年度においても免許取得率及び就職率も高いことから教育課程の学修成果は一定期間内で獲得可能であり、測定可能である（資格取得状況 H29～R1）。なお、平成30年度に策定した学修成果（SLOs）評価指標に基づき、機関レベル、教育課程レベル（学科・専攻ごと）、授業科目レベル（各授業科目）の区分で学修成果の評価・検証ができた。また、令和元年度には各学科において指標の見直しを行い、運営協議会で確認を行った。

[学修成果 (SLOs) 評価指標]

本学では、DP、CP、AP の 3 ポリシーのもとに学生の学修成果 (SLOs) を評価・検証するために、次のとおり評価指標を定める。

1) 機関レベル

学生の卒業時での学修成果の達成状況 (就職率・資格取得・卒業時アンケート調査等) を検証する。検証結果は、本学の現状把握、全学的な教育改革・改善、学生・学修支援の改善等に活用する。

2) 教育課程レベル

各学科・専攻での学習状況 (修得単位数、資格取得状況、GPA、退学率、学生アンケート調査等) から教育課程全体を通じた学修成果の達成状況を検証する。

3) 授業科目レベル (各授業科目)

シラバスに示した授業科目の到達目標への達成状況 (成績評価、授業アンケート等) から科目ごとの学修成果の達成状況を検証する。(授業科目の成績評価は科目特性や到達目標などを踏まえて教員がシラバスに明示した評価方法で行う。)

	入学時 AP を満たしているか	在学時 CP にそって学修が進められているか	卒業時 DP を満たす人材になったか
機関レベル	進学相談・個別面談 入学試験 入学前教育 入学時アンケート	修得単位数 GPA 得点 実習評価 学生アンケート 退学率・休学率	学位授与数 資格取得率 就職 (進学) 数 卒業時アンケート
教育課程レベル 幼児保育学科	進学相談・個別面談 入学試験 入学前教育 ピアノレッスン 入学時アンケート	履修状況 授業外学修状況 定期試験 修得単位数 GPA 得点 出席状況 リメディアル教育 実習評価 実習巡回指導報告書 行事・委員会活動等への参画度 学生アンケート 短大生調査 個別面談 退学・休学状況	学位授与数 資格取得率 就職 (進学) 数 卒業研究発表会・ポスターセッション 卒業時アンケート

教育課程レベル 健康栄養学科 食物栄養専攻	進学相談・個別面談 入学試験 入学前教育 入学時アンケート	履修状況 授業外学修状況 定期試験 修得単位数 GPA 得点 出席状況 リメディアル教育 実習評価 実習巡回指導報告書 学生アンケート 短大生調査 個別面談 退学・休学状況	学位授与数 資格取得率 就職（進学）数 栄養士実力認定試験結果 卒業研究発表会・ポスターセッション 卒業時アンケート
教育課程レベル 健康栄養学科 調理製菓専攻	進学相談・個別面談 入学試験 入学前教育 入学時アンケート	履修状況 授業外学修状況 定期試験 修得単位数 GPA 得点 出席状況 リメディアル教育 実習評価 実習巡回指導報告書 学生アンケート 短大生調査 個別面談 退学・休学状況	学位授与数 資格取得率 就職（進学）数 技術考查結果 全調協実技検定 卒業研究発表会・ポスターセッション 卒業作品発表会 卒業時アンケート
授業科目レベル	入学前教育	授業参画度（グループワーク） 小テスト・課題等評価 授業アンケート	卒業時アンケート

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

学修成果の獲得状況については、様々なデータを収集・分析し、活用している。

GPAについては、GPA分布図（令和2年度GPA分布図）を作成し、教務委員会を通して学科及び運営協議会、教授会で情報を共有し活用している。学期終了ごとにGPAを算出し、GPA下位1/4の学生については、成績不振の原因をクラス担任が分析し、指導資料として活用している。また、1年次終了時のGPA上位の者については、2年次の特待生候補とするなど活用している。2年次終了時のGPA上位の者は、卒業時の表彰学生候補とするなど活用している。

各科目の単位取得率や成績分布の資料については、教務担当が学期終了時に作成し、教務委員会、教授会で共有し、教員が自身の成績評価について、その妥当性の検証等に活用している。

学位取得率、資格取得率については、2年後期終了後に教務担当が作成し、卒業判定会議において活用している。

学生の業績の集積（ポートフォリオ）の活用として、「履修カルテ」を作成している。幼稚園教諭二種免許と栄養教諭二種免許を取得しようとする学生は、自身の業績をデータ蓄積が可能なシステム（ポータルサイト）に保存し、授業担当教員は、これに対するコメントを記入する。学生は、指導教員のコメントから自身の学習を振り返ることができ、学修成果の向上に役立てている。

学生調査に関しては、大学・短期大学基準協会が行っている「短期大学生調査」に参加し、データを収集している。本学の調査結果と全国調査の結果を比較し、本学の長所や短所を客観的に分析し、教育の充実・向上のために活用している。

学生による自己評価は、授業アンケート中に、「授業に熱心に取り組んだか」「議論や発表、問題を解決する力が身についたか」授業1回につき、平均してどのくらい授業時間外学習（予習・復習）をしたか」の3項目を設定し、学生の授業への関心等についての情報を得て、各授業担当者が授業の改善などに活用している。

本学は両学科・専攻共に、免許・資格取得のために学生が学外での実習を行うカリキュラムがあり、インターンシップとは目的を異にするが、これらの実習では学生が実際の社会の中で多くの人と接し、経験を積んでいくことができることから、学生にとってインターンシップと同等の成果があるとみることができる。なお、インターンシップに関する窓口は学生支援担当が行い、学生からの申し出に対し個別に相談・支援を行っている。また、令和2年度に引き続き令和3年度も新型コロナウイルス感染症の流行で実施を見送ったが、例年の海外研修旅行の授業の中で、海外（オーストラリア・カナダ・台湾）での学生生活や家庭生活の一端に触れることは学生にとって良い経験となっている。

学修成果は、学科・専攻課程の専門性を生かしたスペシャリストになることであり、その量的・質的データとして、卒業生の進路状況を学科・専攻ごとに集計・評価し、卒業時にホームページ等により広く公表している（令和3年度卒業生進路状況）。大学編入状況、就職率だけではなく、主な進学先や就職先についても公表し、在学生や入学希望者等の参考となるように活用している。在籍率や卒業率については、学籍異動や卒業判定時の教授会に報告し、その後の学生支援・指導に活用している。

令和2年度には、新たな学修成果到達を示すものとして、「ディプロマ・サプリメント」を導入し、卒業生に発行を開始した。このディプロマ・サプリメントは、2年間の

学修成果として、取得免許・資格、総修得単位数、入学時からの各期 GPA（学科平均を併記し、グラフにて比較可能とした）を明示するだけでなく、卒業研究コンピテンシーをレーダーチャートにて表記している。卒業研究ルーブリックを策定し、卒業研究指導教員がこのルーブリックに基づき、6項目を評価すると共に、各学生の個人論文テーマと関連するSDGs目標、評価コメントを記述し、学生に発行するものである。学生は、取得資格やGPAなどの定量的評価とあわせ、指導教員の評価コメントによる2年間の学びの集大成である卒業研究の定性的評価を認知することとなる。本ディプロマ・サプレメントは本人を経て就職先への提示も可能である。

【区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取組を行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

卒業生の進路先から評価を聴取することに努めている。進路先からの評価の聴取として、令和2年度（令和3年3月卒業者）並びに平成30年度（平成31年3月卒業者）を対象に、「就職先企業・園に対する卒業生アンケート調査」を実施した（就職先企業・園に対する卒業生アンケート結果）。

この調査は、正規職員として就職した令和2年度・平成30年度卒業生全員を対象として行った。調査期間は、就職してからの評価が明確に判断できるよう、令和3年11月から令和4年1月に設定した。調査項目は、令和3年10月1日を起点とした就業状況、就業先（配属先）、業務内容（業種並びに必要な資格等）、ディプロマ・ポリシーに基づいた本人が身につけている能力や知識・技能水準、学生時代に身につけて欲しい能力や資質、採用の理由（どんな点を評価したのか）等の質問を設定した。

令和2年度対象調査の有効回答数は、幼児保育学科は77件（回答率79.3%）、健康栄養学科食物栄養専攻は26件（回答率59.0%）、健康栄養学科調理製菓専攻は11件（回答率61.1%）であり、令和30年度対象調査の有効回答数は、幼児保育学科は67件（回答率72.0%）、健康栄養学科食物栄養専攻は21件（回答率56.7%）、健康栄養学科調理製菓専攻は15件（回答率83.3%）であった。両年度及び学科とも概ね高い回答率であった。中でも、卒業生の能力並びに業務の専門性に対する評価は、5段階評定で平均値が3.0以上であり、一定以上の評価を得たと捉えている。

一方で、項目によっては平均値にばらつきがあり、点数が低かった項目については、学修成果の獲得が十分でなかった部分として、学科・専攻課程ごとに点検し、集計を行っている。本年度は前年度に実施した同じ調査の結果を経年比較し、年度ごとの卒業生評価の状況を運営協議会にて報告、学内共有した。

また、毎年、幼児保育学科及び健康栄養学科共に実習先の指導者との連絡会を実施し、情報交換を行っている。令和3年度も令和2年度に引き続きはコロナ対策として、オンラインにて連絡会を実施した。連絡会では、在学中の実習生の評価と共に、卒業生が就職している就職先からは、卒業生の評価を聞き、当日欠席した実習先からも、卒業

生に係る評価を文書で聴取し、それらの結果を在学生の指導に活用している。

令和3年度の連絡会への参加実績は、幼児保育学科は10施設から10名、健康栄養学科は、11施設から15名であった。コロナ禍ではあったが、より多くの実習先施設からの参加があり、校外実習に臨むにあたって、今後取り組むべき学生の知識や技術の向上等について活発な意見交換をすることができた。

さらに、両学科専攻共に、実習期間中に教員による訪問指導を実施している。この際にも、卒業生に対する職場での評価を聞いている。

また、実習指導の一環で、卒業生をゲストスピーカーとして招聘しているが、この際にも、本学における養成教育の学修成果を確認すると共に、卒業生の動向や卒業後における本学に対するリカレントニーズに関する情報収集も行っている。

学務課学生支援担当においては、本学宛に送付された求人票、説明会案内資料等に卒業生の活躍が紹介されていることが多々あり、学生支援担当を通じて卒業生の職場での評価を各学科へフィードバックしている。このほかに、求人票を直接持参する人事担当者の応対や行事や近況報告などで来学した卒業生と面談して意見を聞く機会があり、教員、学生支援担当職員共に、意見聴取に努めている。

「就職先企業・園に対する卒業生アンケート調査」から得た量的データや、実習訪問や実習連絡会等での意見聴取によって得た質的なデータは、ディプロマ・ポリシーに定めた修得すべき各項目や学修成果に関する卒業生の到達度の点検に活用している。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

令和3年度においては、新課程のカリキュラムの適切な運用について注視し、課題があるかの検証が必要である。また、改定を図った教養教育が専門教育の充実に繋がっているかを検証していく必要があること及び新カリキュラムにおいてもカリキュラムマップと照らし合わせ、適切な科目配置について注視していく必要がある。

令和3年度入学者選抜から選考方法の見直しを図り、「学力の3要素」を多面的・総合的に評価することが可能な選考方法を導入したが、その内容の妥当性を検証する必要がある。また、入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）と入学前の学修成果の状況についての検証も重要である。さらに、学生の卒業後評価については、平成30年度から「卒業生就職先アンケート」を開始し、毎年実施している。今後も本アンケートを定期的の実施し、調査から得たデータを集約・分析し、学修成果の点検に活用していく必要がある。

履修カルテの活用方法について現在は学生による振り返りが主となっているが、さらなる学修成果の向上を図るため、教務委員会での意見交換をすることも重要であるととらえている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

2021年度学生便覧、2021年度シラバス、オリエンテーションのしおり、令和3年度単位取得状況一覧、令和3年度卒業生進路状況、令和3年度学生満足度アンケート集計結果、就職先企業・園に対する卒業生アンケート結果、令和3年度GPA分布図、授業アンケート集計結果、成績調査制度導入について、資格取得状況(R1~R3)、「キャリアノートブック2020、2021」、委員会等議事録、入学前教育シラバス

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内LAN及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

シラバスに設けた「ディプロマ・ポリシーに基づいて重点的に身につける能力」という項目に、教員は、「ディプロマ・ポリシー」に掲げる「教養」、「知識・技能」、「汎用的技能」、「態度・志向性」、「総合的な学習経験と創造的思考力」の5項目の中から、科目の特性に鑑みて重点的に身につける能力を科目ごとに選定し、明示している。

教員は、この「重点的に身につける能力」とシラバス記載の「授業の到達目標」及び「成績評価の方法」を関連させながら、学修成果の獲得状況を学則37条「成績の評価」に基づき、5段階評価（S・A・B・C及びD）を用いて評価している（シラバス）。

また、教員は、学修成果の獲得状況を授業科目ごとの単位の取得状況並びに学期終了時のGPAとして把握し、特に、GPA下位1/4及び出席率8割未満の学生を確認し、学修成果の向上に向けて学習支援に努めている。

さらに、平成30年度に整備した「学修成果評価指標」に基づき、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）を反映させた評価の観点を、学生自らが客観的に把握できるための準備を進めている。

平成28年度より、幼児保育学科では、1年前期の3科目（教育原理、社会福祉概論、教育心理学）が不合格となった学生を対象に、リメディアル授業を行い、成績向上に取り組んできたが、令和3年度は夏期休業期間中が緊急事態宣言下であったことから、不合格科目が多かった学生に対し担任教員が個別対応により学修のサポートを行った。

健康栄養学科では、フードスペシャリスト資格取得に向け、模擬試験を実施している。その結果、令和3年度は、受験者19名中、16名が資格取得することができた（フードスペシャリスト資格認定試験結果）。また、食物栄養専攻では、平成23年度より特別カリキュラムによる全国栄養士養成施設協会主催の栄養士実力認定試験対策に取り組んでいる。令和3年度の栄養士実力認定試験は12月11日に実施され、57名が受験し、13名がA判定（栄養士として必要な知識・技能に優れている）を得ることができた。これらの取組結果については、学科会議に報告している（栄養士実力認定試験結果）。

また、調理製菓専攻では、令和4年2月14日に卒業作品発表会を実施した。2年間を通じて学んだ学修の集大成として全員が調理作品の制作・展示を行った。この発表会の作品制作には調理実習等で修得した専門知識と技術のほか、校外実習や卒業研究ゼミで学んだ知識も取り入れている。

学生による授業評価を「授業アンケート」として、前期、後期の最終授業後に定期的に行っている（通年科目は後期の最終授業終了後に実施している）。

教員は、学生による授業評価の結果を認識している。授業アンケートは、Ⅰ. 授業についての評価として、①授業概要（シラバス）に沿って授業が行われた。②授業の説明はわかりやすかった。③授業に対する教員の熱意を感じた。④質疑や課題に対するフィードバックがあった。⑤この授業を受講したことによって、この分野の学びを深めたいと思った、について問うている。Ⅱ. 学修に対する自己評価として、①あなたは、この授業に熱心に取り組みましたか。②議論や発表、問題を解決する力が身につきましたか。③この授業1回につき、平均してどのくらい授業時間外学習（予習・復習）を

しましたか。Ⅲ.自由記述として、本授業について印象に残ったこと、よかったこと、困っていること等があったら簡潔に記載して下さい、の項目を設けて実施しており、集計後に科目担当教員へフィードバックしている。授業アンケートは、集計結果をまとめ、授業改善に活用している。これにより、授業評価の可視化と学生が当該授業で感じた充実感や学習課題を数値化することができ、教員の授業研究、教授法の改善、学習到達度の確認等に活用している（授業アンケート）。令和3年度はアンケートフォーム作成ツール（クエスタント）で実施し、今後のオンライン学習となった場合でも回答可能な方法とした。

教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

新年度に備えて年度末に非常勤講師連絡会を開催している。今年度においても新型コロナウイルス感染拡大に鑑み、オンライン（Zoom）により実施した。授業実施の注意点についての教務部長からの説明資料に色付けする等要点を分かりやすく画面に表示した事により理解が深まる効果があったと推察される。また、説明会後の学科別情報交換会においても来場型と同等の効果は得られたととらえている。

本学における教育目的・目標は、学則第1条に示しており、その目的・目標を果たすため、教員は、授業及び実習前指導、学生生活支援、キャリア支援など様々な支援・指導に努めている。この過程を通じて教員は、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

入学時のオリエンテーション等において、担任教員及び学務課職員が、新型コロナウイルス感染拡大防止への配慮に取り組みつつ、単位の取得方法や卒業要件、免許・資格取得要件についてシラバス記載の履修の手引き等を用いて学生に説明している。

学生ポータルサイトによる履修登録に関しては、学務課教務担当の職員が説明し、担任教員と担当職員が連携して学生支援・指導を行っている。1年次には各クラス担任が個別に面談を行い、学習状況やアルバイトの状況等について把握し、指導している。また、毎月開催する学科会議では、学年・クラスごとに学科長補佐、クラス担任から特に注意すべき学生の情報提供があり、学科として共有し指導を行っている。また、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策を鑑み、対面授業に加え、課題提出にあたっては学習ポートフォリオも活用した。

学期末に成績が確定した後に学生は、ポータルサイト上で自分のGPAを確認できる。クラス担任からは、学年・クラス順位等の履修状況について説明すると共に、状況に応じて生活態度等についても指導・支援を行い、学習意欲が一層高まるように個別の対応をしている。

事務職員は、以下のとおり、所属部署の職務を通じて学修成果及び教育目的・目標の達成状況を認識・把握し、学修成果の獲得に貢献している。

学務課教務担当は、学生の履修登録、成績、出欠状況に関する一連のデータを教務システムのキャンパスマジックにおいて管理している。これらの学生に関する情報はクラス担任、科目担当教員、学務課担当職員が取扱い、個人情報の保護に努めている。また、年度開始めに、Microsoft365やZoomアプリのダウンロード・インストール・使用方法の説明を行い、オンライン授業に向けた準備のサポートを行うとともに、全学生

のアカウントを追加し、個人メールアドレスを設定、オンラインによる情報共有の改善に寄与している。また、Microsoft Teams の活用により、卒業研究ゼミナールのグループ研究の充実が図られた。

学生の就職活動状況については、学務課学生支援担当が学内ネットワーク内の共有フォルダに随時データを記載し、クラス担任と情報を共有すると共に、キャリア委員会で報告している。

会計課では、学納金の相談にきた学生に対し、適切なアドバイスを行うほか、未納学生に対しては、クラス担任等の教員及び保護者とも密に連絡を取り合い、適切にサポートすることで学生の就学継続を支援している。また、提携教育ローン契約を4社と結び、各家庭の経済状況に応じた教育ローン等の情報提供を早期に行うと共に、本学独自の取組として、平成28年度より在学期間中の利子を助成する制度を設け、経済的負担を軽減することで安心して就学できる環境づくりを支援している。

総務課では、来学者等の確認や空調や照明をはじめとした施設設備の日常点検・整備に加え、エレベーターや消防施設設備の法令に基づく点検・整備を実施し、学生が安心して学習に専念できる学習環境を整えている。

また、これら事務職員による支援活動は、学生への利便性に配慮しワンストップ対応ができるように取り組んでいる。

教職員が協働して学生支援に当たることができるよう、国際学院埼玉短期大学運営規則に基づき各種委員会を設置している。各委員会は、第IV期中期目標及び中期計画2019-2023「KGブランドの確立」及び事業計画に基づき、年間の達成目標を設定し、半期ごとに学内での相互評価を行い、進捗管理を実施している。この中で事務職員は、委員会の委員や庶務担当として、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。（委員会等議事録）

学生の成績記録については、教務システムを利用し、履修登録、出欠席管理、定期試験、成績処理、単位認定や卒業認定等に関する情報を一元的に管理し、未修得等が生じないように、クラス担任並びに科目担当教員との間で早期の情報共有を図っている。

特に、卒業判定時には、卒業・修了年次の学生一人ひとりを対象に卒業・修了要件の充足状況を確認し免許・資格取得状況や、学長賞、優等賞、精励賞などの各賞に該当する学生を選考基準に照らして各学科で選出するための学業成績等を各学科の判定用資料として示している。また、卒業時には、幼稚園教諭二種免許、保育士資格、栄養士免許、調理師免許の免許・資格取得に関する申請手続きも一括して行っている。このように事務職員は、職務を通じて履修から卒業に至るまでの支援を行っている。

学務課教務担当は教務システムのキャンパスマジックにより学生の成績記録等を学校法人国際学院情報セキュリティ・ポリシーに基づき保管している（学校法人国際学院情報セキュリティ・ポリシー）。

図書館では、常駐する司書が1年次のオリエンテーション期間等を活用して、図書館利用に関するガイダンスを実施し、図書の検索方法やレファレンスの方法等の説明をクラスごとに実施している。2年生に対しては、卒業研究における論文検索方法等について個別に対応している。また、シラバスに記載している参考図書や教員の推薦図書などを定期的に購入し利便性を高めている。展示コーナーとして、学生のニーズに

合わせ、海外研修コーナー、食育推進コーナー、就職支援コーナー、SDG s (Sustainable Development Goals・持続可能な開発目標) 関連図書コーナー、埼玉県関連図書コーナー等を設置し、海外研修の事前学習や、論文作成、就職時の履歴書作成及び採用試験、面接対策等に活用できる図書を配置している。

教職員は、学内のコンピュータを授業や学校運営に活用している。情報セキュリティ・ポリシー委員会を組織し、Windows Server 機能の一つである Active Directory など新たな情報管理システムを導入し、平成 28 年度から本格的に運用を始めた。管理するネットワーク上に存在する様々な資源や利用者の情報や権限などを一元管理することができるシステムであり、学生・教職員 1 人に 1 アカウントを付与することで、ファイル・フォルダへのアクセス制限といったセキュリティを強化することができ、クライアントやサーバーの管理の負担軽減を図ることができた。なお、教職員には、一人に 1 台のデスクトップ型パソコンを貸与している。

学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用状況については、3 号館の情報処理演習室に学生用ファイルサーバーを設置し、「情報処理 I・II」の授業や卒業研究論文の作成などに用いている。学生が作成した各種データの保存や活用等が学内の複数個所で行えるようになり、学生は、3 号館の情報処理演習室のほか、本館の学生支援センターや図書館（2 号館）に設置したコンピュータから多様な用途で利用することができる。また、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策に鑑み、全教室に LAN、パソコン、プロジェクターを配置し、円滑にオンライン授業に取り組める対応を行った。また、学生の学業での利用及び教職員の本学業務利用を目的に 9 月 21 日（後期開始日）から学内（提供範囲は 101 教室、301 教室、チュートリアルルーム、調理実習室、2F 玄関吹抜、図書館、3 号館）のフリーWi-Fi サービスの利用を開始した。それにより、Ipad の活用範囲が広がり、授業内容の充実が図れた。また、学生個人のツールからの調べ学習、アンケート回答による通信費の負担軽減につながった。

教職員のコンピュータ利用技術向上を目的の一つとして、ヘルプデスクが常駐し、技術的な支援を実施している。

【区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。

(10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

入学手続者に対し入学後にスムーズに大学生活に入れるよう、入学までに授業や学生生活についての情報を提供しているほか、「入学予定者対象入学前教育」として複数回の講座を実施している。入学者選抜合格者には事前に「入学予定者対象 入学前教育・シラバス」を配布し、出席予定日の確認や事前準備等の内容も記載して、利便性の高い内容としている。また、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンラインによる講座を取り入れ高等学校の活動に影響を及ぼすことのないよう高等学校卒業前の実施については原則オンライン参加（健康栄養学科については調理服の採寸のため来場が1回あった）にすると共に、入学前に交友関係を構築し、大学生活へスムーズに入ることができるようなグループワークの講座も用意した。また、前年度の課題の改善にむけ高大連携会議にて高校教員の意向を聴取し、より高校生にとってわかりやすく入学後の学修につながる内容へと改善を図った。なお、入学前教育のプレプログラムとして希望者を対象としたピアノ個人レッスンについても、音楽室や模擬保育室を使用し密に配慮した方法で実施し、希望によりオンラインによる対応も受け付けた。（入学前教育シラバス）。

学科・専攻課程の学修成果の獲得に向けて、学習の動機づけに焦点を合わせ、充実した学生生活を送ることができるように、年度当初にオリエンテーションを実施している。令和3年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の状況から、令和2年度に引き続き内容を圧縮し、三密に配慮しクラスごとに分散した形態で実施した。本学のオリエンテーションは、学年ごとに明確な目標を定め、さらにこの目標を達成できるように各プログラムの目標を示している（オリエンテーションのしおり）。

また、学生生活については、「学校生活紹介」等のプログラムを設け、学習のみならず充実した学生生活を送れるよう配慮している。また、新入生に対する学習の方法についてのガイダンスは、教務部長から「勉学の取組について」の説明があり、学科・専攻課程の専門性に基づき「学科別研修」において行っている。科目の選択については、学務課教務担当による「履修に関する指導」、さらに担任による説明を「クラス別研修（履修に関する指導）」において行っている。また、2年生としての学生生活の目標を定めるために、「卒業年次の心構え」等のプログラムを実施している。

学科・専攻課程の学修成果の獲得に向けて、充実した学生生活を送るための必要事項を掲載した「2021年度学生便覧」、開講する科目の授業計画等の概要を掲載した「2021年度シラバス」等の学修支援のための資料を発行し、ホームページにも掲載している。このほかホームページには、「図書館利用案内」、「健康管理」、「ハラスメント」等、学生生活に必要な情報を掲載している。

学科・専攻課程の学修成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対しては、補習授業等を行っている。

幼児保育学科では、1年前期の3科目（教育原理、社会福祉概論、教育心理学）が不合格となった学生を対象に、リメディアル授業を行い、成績向上に取り組んできたが、令和3年度は夏期休業期間中が緊急事態宣言下であったことから、不合格科目が多か

った学生に対し担任教員が個別対応により学修のサポートを行った。

また、入学時点におけるピアノの練習経験が不足している学生がみられるようになったため、入学前にピアノレッスンを実施すると共に、進度に心配のある学生に対しては、補習等の個人レッスンも行っている。さらに、「保育実習指導Ⅰ（保育所）」、「保育実習指導Ⅰ（施設）」、「教育実習Ⅰ」等の授業内では、「実習前試験」を実施し、実習に必要な水準に達したかどうかを判断している。基準に満たない学生に関しては、必要に応じて補習を行い、再試験を実施し、実習に参加できるよう学修成果の獲得に向けて支援体制を整えている（実習前試験関連資料）。

健康栄養学科では、例年1年生全員を対象に入学後すぐ濃度計算等のテストを行っている。本年はオリエンテーションの3日目の4月5日に基礎学力テストを行った。また、4月24日（土）、5月10日（月）5月11日（火）、5月15日（土）の4日間、1年生の希望者を対象に「化学基礎」「生物基礎」「計算演習」の3科目の「リメディアル授業」を行った。また、2年次には、「校外実習」の授業において、「実習前試験」を実施し、実習に必要な水準に達したかどうかを判断している。基準に満たない学生に対しては、必要に応じて補習を行い、再試験を実施し、実習参加に要する学修成果の獲得に向けて支援している。（実習前試験関連資料）

栄養士としての資質向上を図ると共に、養成施設の教育に対する認識の強化を目的とする栄養士実力認定試験及びフードスペシャリスト資格認定試験の対策講座を実施している。また、調理技術のスキルアップを目的として実技試験を実施するなどの対策を講じている。また、令和3年度より以下のとおり設備の充実も図った。調理実習の授業において、ipadを使用し各実習台で教員の手元を写した映像を見られるようにした。

調理製菓専攻においても、技術考査のための学習支援及び、10回の模擬試験を実施し、調理師免許取得のための必修科目の基礎学力の向上を図った。その結果、令和3年度は、17名中17名合格することができた。

また、補習授業とは異なるが、学生ポータルサイトの学習ポートフォリオ機能を利用した課題学習において、学習の遅れを感じる学生に対し、担任、学科長補佐による課題提出へむけた個別指導も行った。

学生生活等で悩みのある学生に対しては、クラス担任が、医務室及び学務課学生支援担当職員と協力し、適切な支援を行う一方、学生相談室を2号館に設置し、カウンセラーによる学生相談を定期的に行える体制を整備している。また、各授業科目を担当する教員は学生対応が可能な時間を予めオフィスアワーとして設定し、「2021年度シラバス」に掲載するほか、常勤の教員は、研究室に所在表を掲示し、学生の学習上・学生生活上の悩み等を早期に発見・対応するための取組に努めている。

平成26年度より教職員ポータルサイトに科目担当教員が学生の出欠情報を入力し、これをシステムが毎朝8時に「授業欠課の通知」及び「受験資格喪失の通知」として各担任・指導教員等に自動送信し、欠課時数の多い学生の指導に活用している。また、学生に対してもメールアドレスの登録を促し、連絡事項等を学務課教務担当から送信しており、特に、欠課時数の多い学生は、自身の状況を「授業欠課の通知」及び「受験資格喪失の通知」として、自ら日々確認することができるシステムとしている。担任・

指導教員は、これらのシステムを有効活用して、学習上・学生生活上の悩み等を抱える学生や多様化する学生への声かけ、早期に適切な支援・指導を行う体制を整えている。

通信による教育を行う学科・専攻課程は設置していない。

進度の早い学生や優秀学生に対しては、入学前の学修成果を含め、学修上の配慮を行っている。幼児保育学科における「保育のピアノ基礎Ⅰ」、「保育のピアノ基礎Ⅱ」、「保育のピアノ応用Ⅰ」、「保育のピアノ応用Ⅱ」のピアノの学習において、入学時のピアノスキル及び学生個人の学習進度に応じたプログラムを用意し、指導を行っている。さらに、学修意欲が高く、他学科の教育課程に編成した科目の履修を希望する者に対しては6単位を限度として所属学科の履修を妨げない範囲で履修を認めている。(2021シラバス)

平成14年度入学生以降、入学を希望する学科・専攻課程の学修成果の獲得に向けた留学生は在学していない。

学生の海外派遣については、教養科目「海外研修」において、2年次にオーストラリア及びカナダ、台湾を渡航先とした海外研修を実施し、研修先では、教育提携校との学術交流と学科・専攻課程ごとに専門施設での研修を行っている。令和3年度においては、海外研修実施予定時期に海外渡航制限や入国後の待機要請による日程調整の難航が予想されたこと、学生への新型コロナウイルス感染防止の観点から、渡航による海外研修は実施を見送った。

なお、例年、本学が実施している海外研修として令和元年度の内容を参考に以下に記述する。

オーストラリア研修では、幼児保育学科はマッコーリー大学、健康栄養学科はシドニー大学で交流を行っている。令和元年度は、マッコーリー大学では、「音楽と幼児教育について」、「幼児教育における音と科学」のワークショップを行った。シドニー大学では、「地元の若い女性の一日のメニューについて」というテーマでシドニー大学主体のワークショップを行った。なお、本学学生からは、「高アミロース米‘越のかおり’を用いたシフォンケーキによる食後血糖抑制効果について」「深谷市の郷土料理‘煮ぼうとう’について」というテーマでプレゼンテーションを行った。このほかに専門施設（幼稚園、VIVE Cooking School）の訪問やホームステイなどを行い、各学科の特性を生かした総合的な研修となっている。

カナダ研修では、教育提携校であるバンクーバーアイランド大学の語学研修とホームステイを行った。語学研修のプログラムの中で、学科・専攻課程ごとの専門施設について学び、訪問も行い各学科の特性の学びを深める総合的な研修となっている。

令和元年度から開催した台湾研修では、台北城市科技大学において学科別の研修を行った。幼児保育学科は大学附属の城市国際幼稚園を訪問し、園長先生の講義を受講したのち子どもたちと交流した。健康栄養学科は台北城市科技大学の学生と共に台湾料理の合同調理実習を行い、日本と台湾の保育方法や調理方法の違いを学び、大学での専門的な学修に生かすことのできる研修となっている。

令和元年度は、オーストラリア研修に49名、カナダ研修に7名、台湾研修に68名、の学生が参加した。いずれも、海外での文化、生活を学び、同時に交流を通して見聞を広め、協調性、積極性、行動性、指導性、連帯性、責任感を養い、併せて規則正しい集

団行動や公衆道徳を身につけ、本学の建学の精神、教育方針の具現化を図ることを目的としている。海外研修は原則として全員参加であるが、参加できない学生（令和元年度 63 名）については、国内での研修プログラムに参加した（令和元年度オーストラリア研修旅行のしおり）・（令和元年度カナダ研修のしおり）・（令和元年度台湾研修のしおり）・（令和元年度国内研修のしおり）。

学修成果の獲得状況の量的・質的把握については、学修成果を評価・検証するための評価指標（三つの方針を反映した内容）に基づき、学科・専攻課程の学修状況（修得単位数、資格取得状況、GPA、退学率、学生アンケート結果等）を参考に、各学科・専攻における学習支援方法について点検を行っている。

令和 2 年度については、令和元年度の学習状況に基づき、幼児保育学科では、「保育実習指導 I（保育所）」、「保育実習指導 I（施設）」、「教育実習 I」等の授業内では、「実習前試験」で、基準に満たない者に対する補習を必要に応じて行い、再試験を実施した。健康栄養学科では学生への個別面談の実施、学科会議等における学生情報の共有に努め、個々の希望に応じた進路の獲得支援に努めた。同科食物栄養専攻においては、「校外実習」等の授業内で基準に満たない者に関しては、必要に応じて補習を行い、再試験を実施した。さらに、栄養士養成施設協会実施の栄養士実力認定試験の受験により、学修成果の獲得状況を客観的に把握している。同科調理製菓専攻においても、技術考査に向けての模擬試験を 10 回実施し技術考査を活用し学修成果を客観的に把握している。また、令和 2 年度から健康栄養学科調理製菓専攻において実施した、全調協実技検定制度（全国調理師養成施設協会）についても学修成果評価指標に加え学修成果の達成度を確認している。さらに、個々の学生が取得した学位・資格の学修内容等について、本学が証明する証書として令和元年度からディプロマ・サプリメントの交付を行っている。本学のディプロマ・サプリメントは学期 GPA を表記し、卒業研究により身についた能力をルーブリック評価により 5 段階評価し、レーダーチャートにて明瞭にした。また、ディプロマ・サプリメントには卒業研究担当教員からのコメントを 170 字以内で記載し、数字では表せない学生の学修成果を証明した。（ディプロマ・サプリメント）

これらに向けた取組として、振り返りノート学習の実施を取り入れるほか、特に栄養士実力認定試験においては 6 回、フードスペシャリスト資格認定試験においては 5 回に亘る模擬試験を実施し、不得意分野について学びを深めるための対策講座を実施している。

幼児保育学科では、新型コロナウイルス感染拡大による幼稚園、こども園、児童福祉施設・社会福祉施設等での実習生受け入れ困難の事態を踏まえ、感染防止の徹底を心がける指導を授業内外において繰り返し行うとともに、健康管理記録を「実習手続き開始日～施設におけるオリエンテーション初日」「オリエンテーション翌日～実習当日」「実習中」の 3 段階で用意し、毎日記録することを徹底した。また、記録期間において体調不良の兆候を自身で確認した際には、速やかに医療機関に受診することを徹底し、体調が芳しくない状況において実習に臨む学生がないよう確認を行った。このほか、児童福祉施設・社会福祉施設等の実習においては、保育実習で法的に義務化されている細菌検査に加え、PCR 検査の受診の指示と適切な検査機関の紹介を行い、実習初

日に陰性証明書を持参させることで、健康状態に係る学生自身の不安軽減とともに、実習先との信頼関係を保つことに留意した。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

学生の生活を支援するための教職員組織としては、本学運営規則第 18 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、学生委員会を設置している（国際学院埼玉短期大学学則）・（学生委員会規程）。本委員会は、学生の学内外における学生指導・厚生等について、全学的に連絡協議することを目的としている。委員会は学長の任命する委員長（学生部長をもって充てる）をはじめとし、各学科からの教員と事務職員で構成している。（委員会一覧）。

学生委員会の下に、専門部会として、体育大会部会、オリエンテーション部会、五峯祭（大学祭）部会を設置している。各部会の庶務担当には、学生支援担当が当たっている。令和 3 年度は学生委員会を 11 回開催した。協議内容は、主に学生への支援・指

導に関する事項である。本学では、学生に対してきめ細かな支援・指導を行うためにクラス担任制をとり（専攻科については指導教員）、各クラスの担任教員が中心となり全教職員が協働して学生の支援・指導に当たっている（委員会議事録）。

学生支援センターは、学生生活に係る教務担当・学生支援担当がワンフロアで事務を行っている。学生支援センターの設置目的は、学生支援サービスの向上と学生の利便性を図るもので、5階フロアを中心に学生支援サービスをワンストップで行う窓口等を設置している。教職協働によるきめ細かな学生支援や学生の自主的活動の支援などを展開している。

学生の安全対策として台風をはじめとする悪天候や交通機関の乱れによる授業実施に関する緊急時の対応には「暴風雨警報等発令時及び交通機関の運休・遅延による授業等の取扱いに関する規則」を策定し、学生には学内掲示や各クラス掲示等を通じて周知し、学生便覧に掲載している。

大規模地震を対象とした「災害時対応マニュアル」を作成し、全学生に配布している。このマニュアルは常時携帯できるサイズにし、地震発生時の避難法、安否の連絡法、帰宅の判断、消火器やAED（自動体外式除細動器）の使い方等を記載している。また、平成29年度から学校生活における学生への周知や注意、個人的な連絡などを、ポータルサイトを利用して行っている。

学生が主体的に参画して取り組む活動は、学友会の下にクラス委員等の各種委員及び活動があり、それぞれに指導顧問が就いて、例年4月に企画立案した年間計画に基づいて活動している。また、クラブ活動への参加によって卒業までの学習意欲を継続できた学生もいることに鑑み、次年度よりクラブ活動に関する学生の満足度調査の実施を検討している。

令和3年度は6団体が活動を行っている。

クラブ活動以外での学生が主体的に参画する活動についても支援を行っている。主に学友会がそれを担い、学生支援担当が支援する体制としている。令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、学友会での活動を縮小し、継続的に行うことが可能なエコキャップ運動や新型コロナウイルス感染防止運動、鉄道警察隊の痴漢犯罪防止運動への展示参加を行った。学友会からの呼びかけによってペットボトルのキャップ、新型コロナウイルス感染防止運動を行った。

学生の大学環境美化推進委員会を中心に、学生による学内清掃を定期的実施している。毎年定期的実施していた通学路や大学周辺の清掃活動に関しては新型コロナウイルス感染防止の観点から見送った。また、清掃に対する意識を高めるため、各クラスや分担教室の掃除の徹底や、幼児保育学科の学生が学内環境美化標語を作成し学内に掲示するなどの活動を行った。併せて、清掃業者による毎日のドアノブ等の除菌作業の他、臨時職員による特別教室、HR教室、学生食堂等の消毒も行っている。

学校行事では、体育大会や五峯祭（大学祭）等があり、行事の目的をもとにテーマを考え、各クラス・団体の学生委員が中心となって行動目標を立て、企画・立案から準備・実行・開催までを全学生が総力をあげて取り組んでいるが、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止を目的に全体で実施する体育大会に代えて、障害者スポーツへの理解を深めることを目的に、クラス単位でのボッチャ大会を実施した。競技に

参加の際は、手袋等を着用し直の接触を避けるとともに、歓声による応援を自粛する等、感染防止対策の徹底を図るとともに幼児保育学科の学生にとっては就職後の運動会に対する考え方の一助となった。

また、各行事の学生委員は、学長・学生部長をはじめとする教員と共に組織を編成し、委員会として組織的に活動できるよう配慮している。実施後には反省会を行い、次年度に向けて課題を見出し、改善に繋げている。また、こうした行事等で中心的な役割を果たした学生を、反省会等において表彰している。この反省会には教職員も出席している。さらに、全教職員に学校行事に関するアンケートを実施し、改善への取組を行っている。特に、本学の五峯祭（大学祭）は、授業で学んだ専門知識や技術等の学修成果を発表する場、地域貢献の場と位置づけている。また、学生が集中して取り組めるように、支援体制として教職員で構成する五峯祭部会、五峯祭指導顧問会議を組織し、役割ごとに教職員を配置し、学生の支援を行っている。これらの学生の活動については、逐次ホームページなどで紹介している。令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的に、学内のみでの実施とし、学生同士の密を避けるため、学生の学業成果を学内展示することにとどめ、展示観覧する学生に人数制限を設けるなどした。また、令和元年度よりSDGsに関する取組を取り入れている。

学生のための施設として、3号館内に学生食堂「埼玉の味いろどり亭」を設置している。令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止を目的に食事の提供を週に1回に制限し、感染防止対策を取りながら、給湯器や電子レンジを準備し昼食を摂る場所として開放している。3号館外に自動販売機のコーナーを2カ所設けている。自動販売機については災害救援ベンダーの機能を有しており、災害発生時等停電が発生した場合でも、無停電電源装置（UPS）により、必要な電力を供給して無料で商品が供給できるよう備えている。災害への備えについては、災害備蓄品として、全学生分の携帯用防災支援セット、非常食、水を備蓄している。また、非常用としての寝袋を常備している。

本学は、女子学生を対象とした学生寮「葵（あおい）寮」を設置している。令和3年度は2年生17名、が入寮している。入寮説明会を学生とその保護者を対象として開催し、寮生活の留意点や年間行事等について説明している。また、寮生の交流の場を設けると共に、寮監並びに学務課長、学生支援担当が相談に応じるなど、寮生活の支援を行っている（寮生名簿）・（委員会議事録）。また、現在の寮生数の対応と寮の設備改善を目的に、令和3年度の寮の受入れは行わなかった。葵寮への学生の受け入れを停止したことによる遠方からの学生の支援に対して、学生寮や学生マンションを運営する企業2社と提携を結び学生サポート体制を補填した。

本学は、大宮駅（JR新幹線、京浜東北線、埼京線、川越線、宇都宮線、高崎線、東武鉄道野田線、埼玉新都市交通伊奈線ニューシャトル、各路線バス発着ターミナル）から徒歩で10分、JRさいたま新都心駅から徒歩で15分の場所に位置しており、交通の利便性が高いことから、通学バスの運行や、駐車場の設置は行っていない。自転車での通学者に対しては、専用の駐輪場を3カ所設けている。自転車通学は申請・許可制とし、学生個々の利用経路及び任意保険加入の有無を把握して、許可者にはステッカーを発行し管理している。また、学生の通学時の事故防止を目的として、交通安全についての掲示板等を用いて啓発を行っている（自転車通学・防犯登録等届出書）。

国際学院埼玉短期大学

学生への経済的支援のために、入学金や授業料の減免・給付を行う各種の制度を整備している。

学業成績、人物共に優れ、他の模範となる学生に対し、授業料の減免・給付を行う国際学院埼玉短期大学特待生・奨学生制度を備えている（学生便覧）。新入生に対しては、入学前に特待生・奨学生・社会人奨学生選考試験を実施し、対象者を採用・選考したうえで、1年次の授業料を減免・給付をしている。また、2年次の学生に対しては1年次の成績等に基づき特待生・奨学生の選考を行っている。なお、令和3年度は、特待生（授業料全額減免）4名、奨学生（授業料半額給付）8名を選出した（委員会議事録）。

また、本学と提携する金融機関との間で教育ローンを契約した場合に、在学中の利子を補給する大野誠修学支援事業、実用英語技能検定（2級以上）や保育技術検定（1級）、食物調理技術検定（1級）等の入学時点での有資格者を対象とした資格特待生制度を設け、入学前の学修についても奨励している。

学外の制度として、日本学生支援機構の奨学金制度を利用している。利用希望者のために、学生支援担当が申込み方法等についての説明会を行い、各種手続の支援を行っている。令和3年度に日本学生支援機構から奨学金を給付・貸与された学生は延べ152名であり、内訳は給付型34名、第一種（無利子貸与）38名、第二種（有利子貸与）80名であった（令和3年度日本学生支援機構奨学生名簿）。また、令和2年度より高等教育の修学支援新制度の施行開始により、給付型を利用する学生は授業料等減免の対象となっている。

また、令和3年度は、学生支援担当が主となり、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急対応を行った。条件を満たす学生へ10万円を給付する学生支援緊急給付金（「学びの継続」のための学生支援緊急給付金）、新型コロナウイルス感染拡大の影響により家計状況が急変した学生を対象とする日本学生支援機構給付型奨学金（家計急変）、条件を満たす学生が日本学生支援機構貸与型奨学金（第二種）を無利子で利用できる緊急無利子貸与奨学金の対応等を行った。学生支援緊急給付金（「学びの継続」のための学生支援緊急給付金）の利用者は、一次募集は、申請不要な給付型奨学金利用者を除き26名、二次募集では2名であった。（委員会議事録）日本学生支援機構給付型奨学金（家計急変）では、申請を希望する学生がいなかった。緊急無利子貸与奨学金の利用希望者はいなかった。

また、このほかに教育訓練給付制度、保育士修学資金貸付制度、保育士養成学科最終学年に在籍する学生1名を対象とした一般社団法人生命保険協会保育士養成給付型奨学金制度、金融機関との提携教育ローンの紹介を行っている。なお、令和3年度は保育士修学資金貸付制度については、各県市社会福祉協議会から貸付を受けている学生は延べ11名であり、令和3年4月より新規貸付を受けている学生数は、埼玉県911名、さいたま市1名、栃木県1名である。（委員会議事録）一般社団法人生命保険協会保育士養成給付型奨学金制度については1名給付を受けている。（委員会議事録）

学生の健康管理とメンタルヘルスケア及びカウンセリングについては、医務室と学生相談室を設け、体制を整えている（メンタルヘルスケア・リーフレット）。医務室は本館1階にあり、学校医と看護師1名が対応している。学生相談室は別館（2号館1

階) にあり、勉学上や学生生活の悩み等についてカウンセラーが相談にあたっている。4 月に全学生を対象とした定期健康診断を実施している。その結果と健康状況質問票を基に、学校医が診察を行い、必要に応じて医療機関での精密検査を勧めている。学校医の診察結果を基に、既往歴や現在罹っている疾病のある学生については、必要に応じて主治医の診断書提出を得て、学生生活、実習、海外・国内研修時の健康管理を行っている(学生便覧)。日常的には看護師が健康面の相談や体調不良を訴える学生に対応し、学校医の指示の下に怪我等の処置を行い、必要な場合には医療機関への受診勧奨や受診の支援を本学近隣の各専門科医療機関の診察日・受付時間を記載した一覧を基に実施している。また、学校で予防すべき感染症罹患時及びその疑いがある場合には、速やかに担任に連絡し指示を受けることで、感染拡大の予防をしている。感染症流行時は、掲示物などにより啓発、注意を促し、ウイルス性胃腸炎の流行時は汚物などの処理・消毒セットを医務室に備えている。全ての教職員は、AED(自動体外式除細動器)の利用について繰り返し研修を受け、緊急時に備えている。また、学科の性格上、学生も全ての学科・専攻課程において AED の使い方の指導を受けている。メンタルヘルスケアについては、学生相談室でカウンセラーによる相談を行い、看護師とカウンセラーの連携による継続的なケアを行う中で、専門医による診療が必要な場合は、病院に紹介している。また、リーフレットを作成し早期の相談を促している。

令和 3 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止を目的に、教職員の体調管理や体温測定を毎日徹底して行っている。学生には毎日の体温測定と体調管理を促すと共に、少しでも体調が悪い場合は躊躇せずに登校をしない選択をするように指導している。

また、感染症感染拡大防止のため、サーキュレーターや扇風機を活用するなど施設内の換気を行った。また、施設内の全教室に消毒液を設置し、使用後に使用した机や椅子の消毒をしている。(教室清掃チェック表)

学生からの学生生活についての意見や要望については、クラス担任や科目担当教員のオフィスアワーを通して、広く学生からの意見や要望を聞き取るための配慮をしている。授業や学生生活の中で不安や問題を抱えている学生は、学科長を中心に、担任、教員、事務職員全体で指導・支援を行っている。また、全学生を対象に学生満足度アンケート調査を毎年度末に実施している。また、令和 3 年度は、教育研究に係る諸活動や学修成果の獲得状況、大学運営等に関する自己点検、大学の教育活動への学生の参画の促進を目的に学生との意見交換会(教育研究活動等に係る学生と大学との意見交換会)を実施した。大学側から学長、副学長、事務局長、学科長が参加し、学生代表としては学友会長、学友会副会長、各学科からそれぞれ 1 名が選ばれ参加した。限られた時間ではあったが双方に有意義な時間となり、定期的実施し学生の学修環境の改善に生かしていくこととした。また、意見交換会の様子は HP にアップし全学生が双方の意見を知ることができた。

令和 3 年度において留学生は在籍していない。

社会人学生の受け入れについては、入学試験の区分に「社会人選抜」を設けて、社会人が受験しやすい環境を整えている。令和 3 年度は、健康栄養学科において食物栄養専攻に 5 名、幼児保育学科に 1 名の社会人が在籍している。多くの社会人学生のもつ高い目的意識と、社会人としての経験を活かした学習態度は、高校を卒業してすぐに

国際学院埼玉短期大学

入学した学生の模範となっている。また、教育訓練給付金制度に保育士・栄養士・調理師養成の各課程が指定されるなど、就業経験を持つ社会人の経済的支援を行う体制を整えている。また、社会人の学びの促進と求職者の支援による地域社会への貢献を目的に、令和4年度入学生を対象とした公共職業訓練（委託訓練）の受け入れを行い、幼児保育学科（保育士）に3名、健康栄養学科調理製菓専攻（調理師）に2名の入学が決まった。

障がい者への対応については、平成29年度に既存のバリアフリー仕様のエレベーターに引き続き、車椅子対応トイレや正面玄関の車椅子用昇降機の設置など、バリアフリー化のための改修工事を実施した。

長期履修生に関する制度等は整備していない。

学生の社会的活動への参加については、学科・専攻課程ごとの専門性を生かして、積極的に社会に貢献できるよう、学生支援担当を中心に案内を掲示し参加者を募っている。令和3年度はSDGsを取り入れ、より持続可能な社会を目指す取組を行った。

これまで地元さいたま市との関係を深めるべく、クラブ活動である調理学研究部は、さいたま市農業祭に参加し、苗付けから栽培したさつまいも「紅赤」を利用した製菓を販売してきたが、令和3年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により農業祭が中止となった。本取組は学生の社会貢献への意識の向上と授業では得ることのできない技術等の修得にもつながることから、次年度以降も積極的に参加することとしている。

〔区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-4 の現状＞

就職支援のための教職員の組織として、本学運営規則第18条の規定に基づき、キャリア委員会を設置している（キャリア委員会規程）。同委員会は学生のキャリア形成及び就職・進学の支援について、全学的に連絡協議することを目的としている。同委員会の委員構成は、委員長他3名の教員に加え、学務課職員1名計5名、庶務担当として学務課学生支援担当職員が業務にあたっている。令和3年度の委員会は、計10回開催し、内定状況の確認を行う中で就職支援の充実に向けた具体的な取組について協議した。令和3年度は令和4年度のキャリア教育の内容を抜本的に見直した。また、新型コロナウイルス感染症の影響から、就職難の状況が続くことが想定されるため、令和3年度の学生から適用する就職活動における受験のルールについての見直しを図っている。

就職支援については、クラス担任や学生支援担当に加えて、ハローワークのジョブ

サポーターを招聘し、個別相談や一般職の求人情報提供等の業務を委託している。2年次の4月に学生が提出する就職希望調査票を基に、学務課長・学生支援担当とクラス担任・指導教員が連携し、学生一人ひとりの適性を見ながら、個々の希望に沿った求人情報の提供を行っている。他にも学科・専攻ごとの求人票ファイル作成、各幼稚園・保育所・企業別での卒業生の受験報告書の閲覧、各種就職に関する情報検索用のパソコンを用意し、学生が主体的に情報収集できるよう支援体制を整えている。

資格取得に関する支援として、幼児保育学科においては「保育士資格」、「幼稚園教諭二種免許」の他に、「保健児童ソーシャルワーカー」、「幼児体育指導員」、「おもちゃインストラクター」、健康栄養学科食物栄養専攻においては「栄養士免許」、「栄養教諭二種免許」の他に「フードスペシャリスト」、本学の認定資格である「国際学院埼玉短期大学認定食育士」、健康栄養学科調理製菓専攻においても「調理師免許」の他に「3級レストランサービス技能士」、「フードスペシャリスト」を取得できるように講座を開設している。その他、「介護食士3級」を取得できる講座も開設している(介護食士3級の案内)。また、調理師養成教育の質保証のため、全調協実技検定グレード取得のための支援も行っている。

就職試験の対策・支援として、各学科とも授業科目「キャリア教育Ⅰ・Ⅱ」の中で、1年次より模擬面接や就職活動全般に関する講義、就職模擬試験、卒業生によるキャリアガイダンス、企業(園)の担当者から就職後必要となる能力に関する講座等、学生が就職活動をへて社会で必要な情報やスキルが修得できるように取り組んでいる。これに加え、必要に応じて個別の面接指導を教職員が協働して実施している。

令和3年度の幼児保育学科における学生の就職先の業種別構成は、幼稚園17.6%、保育所55.5%、認定こども園12.6%、施設等6.7%、一般企業1.7%となっており、職種別構成については幼稚園教諭二種免許・保育士資格を活かした専門職に98.2%、その他一般企業1.8%であった(令和3年度就職状況)(就職率)。

健康栄養学科食物栄養専攻における学生の業種別構成は、企業(給食)45.6%、食品会社3.5%、施設・保育所24.6%、病院・学校0.0%、ホテル・レストラン等1.8%、一般企業10.5%となっており、職種別構成については、栄養士免許等を活かした専門職に88.2%、事務・接客等に11.8%であった(令和3年度就職状況)(就職率)。健康栄養学科調理製菓専攻における学生の業種別構成は、ホテル・レストラン関係56.3%、企業(給食)18.8%、病院・学校0.0%、施設・保育所0.0%、職種別構成については、調理師免許を活かした専門職が92.3%であった(令和3年度就職状況)(就職率)。

学生への就職支援の一環として、学生の保護者に対するキャリア説明会を両学科で実施し、学生が就職活動を行うにあたって家庭での支援の重要性について呼びかけを行っている。実施時期については、キャリア委員会で近年の卒業生の就職活動状況について検討し、早めに就職に対する意識づけをすることを目的としている。健康栄養学科においては、1年次2月(令和3年2月)に実施した。幼児保育学科においては、新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえ、密を避けながら7月に実施した。

そして、就職未内定者に対しては、就職が内定するまで個別指導を行い、就職活動が円滑に進むように支援した(委員会等議事録)。

さらに令和3年度は、卒業後の就職支援として、令和2元年度(平成31年度)(令和2年3月卒業者)卒業生と平成30年度(平成31年3月卒業者)卒業生を対象にした就職先への調査を実施した。就業状況、就業先(配属先)、業務内容(業種並びに必要な資格等)の記載のほか、本人が身につけている能力や知識・技能水準について、デ

イプロマ・ポリシーに応じた形式で質問を設定し、雇用者から回答を得た。今後の卒業後の支援も含め、学生の就職支援に活用していく（就職先企業・園に対する卒業生アンケート結果）。平成 30 年度（平成 31 年 3 月卒業者）卒業生を対象にした就職先への調査は卒業から 3 年後の就業状況等の調査として実施した。

学生の過去 3 年間における進学者数は、令和元年度 3 名、令和 2 年度は 1 名、令和 3 年度は 2 名である。短期大学卒業後、専攻科へ進学する学生を対象に在学 2 年間の成績・人物が優れている者に対し、特待生制度を設けて支援を行っている。また、他大学進学については、指定校推薦編入学と一般推薦編入学に関する募集要項ファイルをそれぞれ学生閲覧用に作成し、情報提供を行っている。留学支援については、担任や学科長が個別に相談にあたっている。

<テーマ基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

学習成果の獲得の観点としては、新型コロナウイルスの感染防止対策として、各種ガイダンスや説明会がオンラインや資料説明になることも多くなり、学生自身が理解する意識を高めることが必要となってきた。また、各行事への参加により得られた学修成果やその際の学生同士の交流による成長の機会が少なくなっていることは今年度だけでなく、今後も続く課題である。

就職支援の観点からは、新型コロナウイルス感染症の影響をうけ、求人数の減少がみられた。特に栄養士と調理師に求人数の減少が目立ち、次年度以降も求人件数等の回復が見込めない業種もあることから、早期からの就職活動開始と学生への意識付け、変化する世の中の情勢への対応等、多くの課題がある。また、オンラインでの会社説明会、採用試験等が一般化する想定できることから授業同様、学内オンライン設備の充実とその提供体制の確保による学生サポートも引き続き課題となる。

<テーマ基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

令和 3 年度は災害用備蓄品として「水、携帯ガス、カセットコンロ、蓄電池、携帯用トイレ」などライフラインの確保のための災害用備蓄品の整備をすすめた。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

Ⅱ-B

令和元年度より選択科目として実施した海外研修は、オーストラリア研修に 49 名、カナダ研修に 7 名、台湾研修に 68 名、の学生が参加した。「海外研修」の意義を学生に伝え、本学の建学の精神、教育方針の具現化を図ることを目的に継続していきたい。クラブ活動の充実による学修成果の向上に向け、令和元年度にイベントプロデュースサークル、令和 2 年度に調理クラブを立ち上げた。また、令和 2 年度に見直した、クラブ活動取扱規則とその運用の申し合わせの活用によりクラブ活動経費が各クラブに配分され、クラブの活性化が図れた。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

II-B

学生の学修意欲の向上に対しては、入学前教育から入学後の学修サポートへの連携強化と更なる充実が必要となる。新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等により学修成果の獲得へ影響が出ていないかを学修成果（SLOs）評価指標に照らし、定期的を確認していくことが必要である。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

教員個人調書、教育研究業績書、非常勤教員一覧表、研究紀要（第47号～第48号）、専任教員の年齢構成表、専任教員の研究活動状況表、外部研究資金の獲得状況一覧表、令和3年度FD・SD実施報告書、校舎に関する図面、学校法人国際学院令和3年度組織表、規程集

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づき、教員組織を整備している。

短期大学及び学科・専攻課程の教員組織は、学校法人国際学院令和3年度組織表のとおり、幼児保育学科、健康栄養学科食物栄養専攻、健康栄養学科調理製菓専攻、専攻科に適切な人員を配置し、編制している。

幼児保育学科は、短期大学設置基準に定める10名を超える13名の教員を配置し、教授は3割以上の7名となっている。健康栄養学科食物栄養専攻は、設置基準に定める4名を超える7名の教員を配置し、教授についても3割を超える3名となっている。健康栄養学科調理製菓専攻では、設置基準に定める4名を超える5名の教員を配置し、教授についても3割を超える3名となっており、短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

また、実習や演習のために、幼児保育学科に副手、健康栄養学科に助手、副手を配置している。

専任教員の職位は、短期大学設置基準の規定を充足している。

国際学院埼玉短期大学

教員の採用、昇任（専任）については、職員就業規則並びに教員選考規程、教員選考基準及び教員選考資格審査基準に基づき、教員選考委員会において審査を行い、その後、教授会で審議し、理事会の承認を得て、学長が実施している。令和元年度から教員の採用・昇任の審査は、教員選考資格審査基準により、学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等を可視化する中で、短期大学設置基準の教員の資格に照らし行っている。

さらに、令和2年度からは、ティーチング・ポートフォリオ導入し、各専任教員が自らの教育研究活動を振り返り、改善や成果を記録する取り組みを始め、自身の授業の改善を図るとともに、教員評価の一助としている。

また、専任教員については、本学ホームページに「各教員が保有する学位及び業績」として公開しているが、ティーチング・ポートフォリオについても公開を予定している。

学科・専攻課程の教育目的・目標を達成するために、「教育課程編成・実施の方針」に基づいて専任教員と非常勤教員を適切に配置している。非常勤教員については、教養科目担当として9名、幼児保育学科及び健康栄養学科に33名を配置している。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員の研究活動は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づき、自身の専門分野の知見を深める等の成果をあげている。

国際会議や国内の学会等の活動は、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑みていずれの学会においても活動が自粛される中、国内の学会において、延べ4名の教員が口頭発表、ポスター発表等を行い、成果をあげている。

専任教員の研究活動に関する規程としては、学校法人国際学院「研究費補助金」審査委員会規程、研究の利益相反に関する学内指針等を整備している。

研究成果を発表する機会として研究紀要を毎年発行している。令和3年度は、Web紀要として、第47号（資料論文2件）と、第48号（資料論文3件、報告2件）を発行し、本学ホームページで公表している。

専任教員には研究室を配しており、研究及び学生指導のために適切に使用している。また、非常勤教員については、講師室を整備している。

令和3年度は、1名の専任教員が科学研究費補助金を獲得している。また、研究倫理を遵守するための取組として、7月に日本学術振興会研究助成課から講師を招き、「科学研究費助成事業について」と題したFDを開催し、科学研究費助成金についての理解を深めると共に、研究倫理遵守の重要性について、再確認する機会とした。

また、日本学術振興会の研究倫理eラーニング『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』を全教員を対象に実施した。

専任教員の研究・研修を行う時間については、教育職員に係る研究日の取得等に関する運用方針を定め、確保している。

専任教員の海外派遣に関しては、国際学会参加渡航費助成規程を設け、国際学会発表等の支援を行うと共に、学生の海外研修（オーストラリア研修・カナダ研修、台湾研修）の引率に際して、教育提携しているシドニー大学、マッコーリー大学、バンクーバーアイランド大学と教育研究に関する情報交換等の機会を設け、幼児保育、健康栄養の各分野で理解の深化を図ってきた。令和3年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、海外研修の実施を見送っている。

FD活動に関しては、FD・SD委員会規程を整備し、ニーズに合わせた研修内容を同委員会で計画し、事務職員も参画する全体FD・SDの枠組みの中で実施している。

令和3年度は、全体FD・SDを7回、教員のみを対象としたFDを4回開催するなど、FD活動を適切に実施している。

また、専任教員を対象とした授業公開週間を年に2回設け、参観者の見学記録（ピアレビュー）を教職員共通フォルダに収録し、授業担当教員は、この記録を活用し、自身の授業改善に取り組んでいる。

専任教員は、学修成果を向上させるために、学内の関係部署と連携している。

その一つに、各授業の担当教員が入力した学生の出欠状況について、学生は、学生ポータルサイトで自身の状況を常に確認できると共に、専任教員は教員ポータルサイトで確認できるシステムを構築している。

同システムでは、15回の授業では欠席3回から、8回の授業では欠席1回から、本人と担任等にメールによる通知が届く設計になっている。クラス担任はこの状況を把握して指導に当たっている。

また、学生の進路活動の状況についても、学内ネットワーク上のフォルダを用いて即時に担任教員等と共有できるシステムを構築し、学生支援の充実を図っている。

このように専任教員は、教務関係については学務課教務担当と、学生支援関係については学務課学生支援担当と、学生の健康管理については医務室ならびにスクールカウンセラーとそれぞれ連携して学生の状況を把握し、学修成果の向上に努めている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

教育研究活動に係る事務組織の責任体制は国際学院埼玉短期大学事務組織規程において明確に示すとともに、学校法人国際学院令和3年度組織表を教職員に配付し、周知している。

事務職員は、事務を司る専門的な職能を有しており、採用に際しては、経歴や職能を評価して、適切な部門に配属している。

事務関係の諸規程として、事務組織規程、文書取扱規程を整備している。

事務部門は、学校事務全般を取り扱っている。事務組織を整備し業務を行っており、事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。事務の各部署の配置は、本館1階に総務課、会計課、医務室、地域連携センターがあり、本館5階に学生支援センターとして学務課教務担当並びに学務課学生支援担当を配置すると共に、アドミッション・オフィスを設置している。また、法人事務局の総務課、企画調整課並びに学長室事務課は6階に、図書館事務課及び学生相談室は図書館1階に配置している。事務職員には、一人1台のパソコンを割り当ててネットワークで結び、情報を共有しながら業務を進めている。

日常的には、始業時に事務職員による朝礼を実施し、業務の連絡調整を行い、各課・担当等の連携を図っている。

また、各種委員会においては、その活動内容に対応した部署が庶務担当を務めると共に、委員会の「年間目標の達成と進捗管理表」を年度初めに作成し、これに基づいて委員会活動の進捗管理等を行い、PDCAサイクルの中で常に業務の見直しや事務処理の改善に努力している。

特に学生に関する部署の業務としては、学務課教務担当は、履修・試験・成績・免許及び資格に関する事項、諸届の受付に関する事項、成績・卒業見込・免許資格取得

見込証明書、在学証明書発行等の業務の他、履修指導や授業の運営補助を担当している。また、授業で使用する教室・機器備品・消耗品等の管理を行っている。

学務課学生支援担当は、学生が円滑に学校生活を送れるよう支援している。クラブ活動・ボランティア活動及び各種委員会活動等の課外活動に関する事項、学生証・学籍・通学証明書の発行、諸届の受付に関する事項、学生生活相談に関する事項、奨学金に関する事項、進路支援に関する事項等を担当している。

また、図書館事務課は、図書の閲覧や貸出、レファレンス等を通じて学生の学修成果向上に向けた支援を行っている。

特に、学生対応については、ワンストップサービスを心がけ、受付した事務職員が責任を持って最後まで対応することを実践し、学生の満足度向上に努めている。

さらに医務室は、学生相談室と連携してメンタルヘルスを含む学生の日常的な健康管理及び定期健康診断等の業務を行うと共に、手指消毒用のアルコールや抗原定性検査キットを準備し、新型コロナウイルス感染防止対策を推進している。

入学式・卒業式等の儀式的な行事は、総務課が中心になって教員及び他の部署と連携して取り組んでいる。令和3年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止対応のため、入学式は、式典を中止とし、学長メッセージを各クラス教室に配信することとしたが、卒業式については、学生の思い出に残る行事とするため、さいたま市民会館おおみやの大ホールにて出席者を卒業生と一部の参列者に限定し、また、時間の短縮や滞留を防止するための動線の工夫など、感染対策を徹底する中で実施した。

このように事務職員は、各課・担当等の窓口業務や学内における委員会の庶務担当等を通して、教員や関係部署と連携して学生の学修成果向上に努めている。

SD活動については、FD・SD委員会規程を整備し、ニーズに合わせた研修内容を同委員会で計画し、教員も参画する全体FD・SDの枠組みの中で実施している。

令和3年度は、全体FD・SDとして5回、教育職員と一般職員に分かれての研修を4回、新入職員を対象とした心肺蘇生法とAED講習会、高大連携の全体FD・SDを1回ずつ実施した。教育職員のティーチング・ポートフォリオに対し、一般職員もスタッフポートフォリオを作成し、学内ネットワーク上の共通フォルダに収納することで情報共有し、職員の業務改善や能力開発、教職協働に活用するなど、SD活動を適切に実施している。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和元年度から運営協議会を対策本部として臨機に会議を開催し、学内における活動の基準となる警戒カテゴリや活動指針を運営協議会開催毎に点検・見直すと共に、授業実施方法の変更や行事等の中止及びこれに変わる学修成果獲得のための取組の実施等、感染拡大防止策と学修成果獲得に向けた対策を講じた。

国際学院埼玉短期大学

令和3年度のFD・SDの開催状況を以下に示す。

全体FD・SD等

No	区分	実施日	テーマ等	実施概要	講師等	参加率 (%)
1	全体	5/12	教職協働による組織改革 ～学習する組織～		学 長	98.1
2	全体	6/9	1. 2021 年度情報セキュリティの注意点 2. 本学における教育研究の推進に係る著作権法の課題及び研究倫理		1. 吉崎ヘルプデスク 2. 小山事務局長	96.2
3	FD SD	7/7	FD: 科学研究費助成事業について	FD: 科研費申請に向けた研修、研究倫理遵守の重要性の再確認	日本学術振興会 水谷課長代理	94.2
			SD: 教職協働を考える	SD: 各自作成の SP に基づく意見交換	グループワーク	90.5
4	新入 職員 対象	9/13	心肺蘇生法と AED 講習会	AED 使用方法の解説と 心肺蘇生方法の実技	さいたま市 消防局救急課	100
5	全体	10/13	埼玉県私立短期大学協会 教職員研修会分科会	テーマ別研修 1. 学生募集 2. 入学前教育 3. 専門教育・実習教育 4. 学制生活支援 5. キャリア支援 6. 地域・中高大連携	グループワーク	96.2
6	高大 連携	10/19	発達障害もしくは傾向の みられる学生・生徒の理解 と支援	発達障害のある者の理 解・指導に役立つ知見 と支援のポイント	櫻井学長特別補佐	57.7
7	全体	11/24	令和4年度 学生募集について	学生募集・広報戦略に 関するグループワーク	グループワーク	96.2
8	全体	12/8	令和3年度自己点検・評価 報告書の作成について	自己点検・評価報告書 作成のためのグループ ワーク（基準毎）	グループワーク	92.3
9	FD SD	1/12	FD: 機器利用の推進	TEAMS, Zoom, YouTube を 活用した授業の実施事 例	古木准教授 大准教授	96.8
			SD: 単位の実質化について	本学学則及び単位制度 の確認、単位の実質化	平林大学改革推進 センター次長	100

10	F D S D	2/8	FD: 授業公開週間の振り返り		グループワーク	96.8
			SD: 自己点検評価について		平林大学改革推進センター次長	85.0
11	F D S D	3/1	FD: ティーチング・ポートフォリオ		グループワーク	85.7
			SD: スタッフポートフォリオ		平林大学改革推進センター次長	91.3

【区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関する規程として、職員就業規則、契約職員就業規則、臨時職員就業規則、給与規程、旅費規程、職員定年規程、退職金支給規程、育児・介護休業等に関する規程、慶弔規約、ハラスメント防止等に関する規程、ハラスメント防止のためのガイドライン、個人情報保護基本方針、個人情報保護規則等を整備している。

教職員の就業に関する諸規程は、採用時に法人事務局が規程集（抜粋）として配付・説明し、周知している。就業規則等の改定が行われた場合には教職員全員が参加する教職員会議で説明し、個々に配付・配信している。

教職員の就業管理については、各就業規則に基づき、出勤簿、勤務記録表、出張命令書、出張復命書、年次有給休暇取得届、振替休日届、指定休日取得届、研修承認願等で総務課が管理している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

専攻科健康栄養専攻並びに幼児保育専攻の令和2年度教育の実施状況等の審査が独立行政法人大学改革支援・学位授与機構によって行われ、教員組織等の審査の結果、「適」の判定を受けた。今後においても、各教員が更に担当授業科目に関連した教育研究業績を積み上げ、授業の一層の向上・充実を図る必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

改正個人情報保護法及び改正パワハラ防止法が令和4年4月から施行されることから、令和4年3月に学内規程の改正を行っている。

テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

校舎に関する図面、図書館蔵書数一覧、固定資産台帳兼減価償却費明細書、備品管理台帳、経営基盤安定強化計画－KGブランドの確立に向けて－、学科・専攻別主な機器・備品、規程集

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

校地面積は 32,122 m²で、短期大学設置基準に定める面積の 5,400 m²(収容定員 540 名×10 m²)を満たしており、また、校舎面積は 9,799 m²で、校舎基準面積の 4,900 m²(収容定員：幼児保育学科 300 名で 2,850 m²、健康栄養学科 240 名で 2,050 m²)を満たしている。

運動場としては、大宮キャンパス内に、人工芝で覆った多目的コートを有している。また、大宮キャンパスから約 14 km (所要時間 約 40 分) の距離にある伊奈キャンパス (伊奈町) にも運動場用地を有している。

防災機能等強化緊急特別推進事業 (平成 29 年度採択) により、平成 30 年度に大宮キャンパス本館バリアフリー化事業として本館正面玄関の階段に車いす用昇降機を設置するとともに、同館内 1 階トイレの改造 (ユニバーサルトイレに改造) を行い、既

国際学院埼玉短期大学

設の車いす対応型エレベーターと合わせて、障がい者に対応した施設・設備として運用している。

教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室等を用意し、有効活用している。

教室等の数については、以下のとおりである。

講義・演習室	情報処理演習室	実験・実習室
34 室	2 室	18 室
3, 172 m ²	(3233)	1, 138 m ² (1218)

また、授業で使用する機器・備品についても同様に整備を図り、学務課教務担当及び総務課が管理している。

100 人以上の収容が可能な 101 教室と 301 教室には、前方に大型モニター、中間左右にサブモニターを設置するなど、履修者数の多い授業の教育効果向上に向けて機器の整備を図っている。

また、グループワーク等のアクティブラーニングや問題解決型学習を展開する授業等のために、無線 LAN 環境を 101 教室や第 3 実験室、チュートリアルルーム I・II・III に整備し、タブレット型情報通信端末機器 (iPad) を使用することで、各グループの活動内容を有機的に結び付け、講義時間内に、より多くの情報や考えに触れながら、それぞれの課題を解決していくことを可能としている。また、授業支援システム (Ranavis) により、授業の収録をはじめ、あらかじめ食材の切り方や調理器具の使用法などを動画収録し映像化することで、学生が学内のパソコン等端末で、任意の時間に視聴できるようにしており、自己学習、反転授業の環境を提供している。

さらに令和 2 年度には、調理実習室を中心に無線 LAN の整備並びに健康栄養学科の一部教室の有線 LAN 改修工事を実施する他、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、遠隔授業実施のための Zoom (アプリケーション) の導入やノート型パソコン、プロジェクターの各教室への配置をはじめとして、教職員用の web カメラ、ヘッドセット等を整備する等、コロナ禍の中においても多様なメディアを高度に利用した学修の機会の提供を行っている。

また、すべての教室に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、サーキュレーターと扇風機を配備し、換気に努めている。

この他、第 1 調理実習室に衛生面と効率性からガス乾燥機を設置すると共に、給食実習室にはスチームコンベクションと急速冷凍庫を配備し、現場に則した実習が展開できるよう整備している。

令和 3 年度は、これらに加えて、本館、2 号館 (図書館)、3 号館の全教室 (実験・実習室を含む) に無線 LAN 環境を整備すると共に、タブレット型情報通信端末機器 (iPad) 等を追加配備し、また、Wi-Fi 環境の整備やファイルサーバの整備など、コロナ禍における学修の確保のための ICT 環境の充実を図った。

さらに、全クラス教室の学生用机・椅子のリニューアルを実施し、学習環境の整備を図ると共に、廃棄予定の机の天板等を有効活用した廊下の寄木壁や花壇を製作・設置する等、SDGs 目標 12「つくる責任、つかう責任」の推進に寄与する取り組みを行

っている。また、東京オリンピック・パラリンピックの選手村の食堂で使用した机・椅子、飛沫飛散防止パネルを譲り受け、学生食堂「いろどり亭」をはじめ、給食実習の実習食堂並びに図書館閲覧室に配置し、新型コロナウイルス感染防止対策のさらなる充実を図った。

この他、給食実習室に、保存食（検体）用冷凍庫（ピラーレス）や業務用ミキサーを新規導入し、作業効率の向上を図ると共に、球根皮むき機や卓上スライサー等の更新を行い、学生の使用時における安全性の向上を図った。

図書館は1階及び2階のフロアから成り、572 m²の適切な面積を有している。1階には司書が常駐する受付カウンター、辞書・辞典等の参考図書、雑誌、絵本のほか、各テーマ（SDGs、埼玉学、就職支援、食育）コーナー、情報検索コーナー、AVコーナーを配置している。OPAC（オンライン蔵書目録検索システム）は、スマートフォンに対応した閲覧・検索が可能である。また、令和3年度は、情報検索用PC4台のハードディスクのSSD化により通信速度の向上を図り、資料検索等サービスを充実させた。2階閲覧室には、専門図書、一般図書のほか、教科書・シラバス参考図書コーナー、学習室、保管書架を配置している。ブックポストは本館玄関付近に設置し、図書返却のため図書館に来館する心理的・時間的負担を軽減すると共に、利用学生の利便性向上を図っている。購入図書の選定や廃棄については、「国際学院埼玉短期大学附属図書館資料収集及び管理に関する規程」に基づき、適切に実施している。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、受付カウンター及び情報検索コーナーには飛沫防止シートを設置し、閲覧席には飛沫防止パネル付きテーブルを設置すると共に、密集・密接を避けるため、閲覧席数を削減している。さらに令和3年度は、学習室に抗菌レースカーテンを設置し、換気と採光による環境改善と感染対策の強化を図った。

令和4年3月31日現在の蔵書数、学術雑誌数、AV資料及び座席数等は以下のとおりである。

蔵書等の概要

R4.3.31現在

蔵書数	図書…39,913冊（うち外国書：4,781冊） 雑誌…205種（うち洋雑誌…29種）
年間受入数	図書…1,104冊 雑誌…53種（うち電子ジャーナル…1種） 視聴覚資料…DVD7点、CD1点
学術雑誌種数	23種（うち洋雑誌2種）
情報機器	図書館システム[貸出・返却・予約・書誌検索・蔵書管理等] （ソフト・情報館 ver. 9） 検索用PC…4台（プリンター付）
AV資料数	ビデオテープ…195、カセットテープ…14 CD…8、DVD…120 スライド…9
AV施設	ビデオデッキ…4台、モニター…4台、CDデッキ…2台

国際学院埼玉短期大学

	カセットデッキ…2台
座席数	※新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、座席数削減 53席（通常87席[補助椅子は含まず]） 1階：8席（通常16席）・机4台 2階：45席（通常71席）・机29台

令和3年度蔵書数（分野別） (冊)

	人文 科学	社会 科学	自然 科学	外国語	保健 体育	幼児 保育	健康 栄養	教職 課程	合 計
和 書	5,794	3,254	2,811	663	639	8,655	9,857	3,460	35,132
洋 書	515	459	522	688	85	1,174	1,056	282	4,781
合 計	6,309	3,713	3,333	1,351	724	9,829	10,913	3,742	39,913

令和3年度継続雑誌数（ ）は学術雑誌内数 (種)

	人文 科学	社会 科学	自然 科学	外国語	保健 体育	幼児 保育	健康 栄養	教職 課程	合 計
和雑誌	5(1)	2	4(1)	0	1	11(4)	22(13)	5	50(19)
洋雑誌	0	0	0	0	0	0(0)	3(2)	0	3(2)
合 計	5(1)	2(0)	4(1)	0(0)	1(0)	11(4)	25(15)	5	53(22)

本学が専有する体育館はないが、入学式等の会場として、伊奈キャンパスにあるマコトホール（体育館）をコロナ禍の時期を除き使用している。

本学においては、学外に教場（サテライトキャンパス）等は設置していないが、前述の通り、令和2年度及び3年度に遠隔授業実施のための機器や設備の整備を図り、円滑に遠隔授業が実施できる環境を整えている。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2の現状>

資産管理については、固定資産管理システムによる資産データ管理と学校法人国際学院固定資産及び物品管理規程に基づく現有備品確認調査を毎年実施している。

施設設備については、総務課業務マニュアルに基づき計画的に点検・検査等を行い、適切に維持管理している。施設設備の定期点検は、専門業者等に委託し、次のように実施している。

- ① 電気設備点検：
 - ・自家用電気工作物定期点検（年1回、電気事業法第42条及び保安規程）
 - ・自家用電気工作物月次点検（月1回、電気事業法第42条及び保安規程）
- ② 水道水質検査：簡易専用水道検査（年1回、水道法第34条の2第2項）
- ③ 残留塩素濃度等点検（毎日、自主点検）
- ④ 給水設備点検：貯水槽・高置水槽の点検・清掃（年1回、水道法施工規則第23条）
- ⑤ 消防用設備：総合点検（年1回、消防法第17条の3の3）
機器点検（年2回（2月・8月）、消防法第17条の3の3）
- ⑥ エレベーター設備：定期検査（年1回・12月、建築基準法第12条第3項）
保守点検（毎月・リモート点検）
- ⑦ 車椅子対応昇降機：定期検査（年1回・12月、建築基準法第12条第3項）
保守点検（2ヶ月に1回）
- ⑧ ガス設備・機器：定期点検（年1回・12月）
- ⑨ 電話：保守点検（毎月）
- ⑩ 校用車：6ヶ月点検、12ヶ月点検（法定）
- ⑪ ピアノ：調律（年1回）

また、令和2年度に引き続き令和3年度においても電力供給会社の見直し・変更を行い、さらなるコストダウンを図った。物品については、経理規程並びに、固定資産及び物品管理規程、所有備品等の管理指針に基づき、備品、消耗備品、用品、消耗品ごとに管理し、必要な数を配備している。在庫不足や新規に購入する必要がある場合には、5万円未満の物品については、物品購入依頼書により対応し、5万円以上の物品については、起案により、学長の了承を得て購入している。施設設備・備品等の管理は総務課が行い、補修等については修繕担当の専門員が行い、対応できないものについては、専門業者へ外注している。

火災・地震対策のために自衛消防組織を編成し、避難器具等の自主検査責任者及び火元取締責任者を設け、定期的に点検している。火災報知機、避難器具等の点検については、専門業者による総合点検を年1回、機器点検を半年に1回実施している。

全学生・全教職員を対象とした防災訓練については、例年、年2回実施している。令和3年度は、9月に消防訓練として防災意識向上のための講話並びに消火器使用方法の動画視聴、避難経路の確認を行い、1月は地震発生時を想定した避難訓練を実施した。

また、教職員には、危機管理マニュアル（大規模地震）、学生には、災害時対応マニュアルを配布している。災害時に学生へ配布する防災グッズとして、食糧、飲料水等を備蓄している。さらに、実験・実習室や準備室等のロッカーや棚等の転倒防止のため、突っ張り棒を設置し、耐震対策の強化を図ると共に、災害時に備え、非常用トイレや蓄電池（ポータブル蓄電システム）、ガス発電機、段ボール組み立てベッド、非常用圧縮毛布等を備蓄している。

令和3年度は、これらに加えて、教職員へ配布する防犯グッズを用意している。

防犯対策としては、玄関等に防犯カメラを設置するとともに、必要に応じて電子掲示板の活用や、担任や学生委員会より注意喚起を行っている。また、学生に対して私物管理等の徹底も呼びかけている。令和2年度に防犯対策の強化として、防犯カメラを各階の廊下にも設置すると共に、モニター等の機器を更新した。

コンピュータシステムのセキュリティ対策については常駐するヘルプデスク等に委託し、ネットワーク、サーバー、PC、教職員それぞれに対策を施している。特にサーバー内のデータについては毎日バックアップを取り、不測の事態に備えている。

ネットワークにはファイアウォールを設置し外部からの不正アクセスを防止、サーバーについてはウイルス対策ソフトの導入と不要サービスを停止して侵入を防止、PCにはセキュリティ対策ソフトを導入しリアルタイム監視によりウイルス駆除を実施している。

教職員については各省庁からの注意喚起発布時はもとより、定期的にセキュリティに対する注意喚起を施すとともに、FD・SDを開催し、情報セキュリティリテラシーの向上に努めている。

省エネルギー対策については、デマンド監視システムの活用と、併せて各教室に温度計を取り付け、教職員をはじめ学生自らが、適切な冷暖房温度を意識し、調整している。またクールビズやウォームビズも官公庁に合わせ、節電行動計画に基づいて積極的に取り組んでいる。省資源対策については、使用頻度の高い共有部分や教室の蛍光灯のLED化及び、上水道に節水装置を取り付け、水量調節を図る中で節水を行っている。その他の環境保全として、ごみの分別収集についても積極的に行っている。

また、平成30年12月にグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンに加入し、GC10原則及びSDGsの推進に取り組む中で、紙資源（古紙）のリサイクルを推進している。令和2年度については、紙資源（古紙）のリサイクルをより一層推進するとともに廃材を利用して作成した門扉や柵を設置し、外観の美化に努めている。

令和3年度においては、さいたま市等との連携の中でペットボトル（プラスチックごみ）の削減を目的にウォーターサーバー（給水スポット）を本館1階と5階に設置した。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

これまでICT機器をはじめ学科・専攻課程の教育に必要な機器備品等については、定期的に更新し整備してきたが、新型コロナウイルス感染防止対応等により、令和2年度及び3年度は遠隔授業実施のための環境整備に注力した。今後においても、一層の教育環境の充実を図るとともに、SDGsの推進を念頭に省エネ・省資源対策等に取り組んでいく必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

学内 LAN の敷設状況、情報処理演習室の配置図、私立大学等教育研究活性化整備事業アクティブラーニング及び反転授業システム構築完成図書

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

教育課程編成・実施の方針に基づいて、必要な教室、演習室、実験・実習室等を整備し、各室には適切な教育機器・備品を備えている。これらの教室及び機器・備品は授業で使用するほか、授業で使用していない時は学生が自主学修のために使用することができる。また、これらの教室及び機器・備品を定期的・日常的に点検・整備し、適切な状態を保持している。

特に情報技術関連については、ヘルプデスクとして1名の常勤の技術者を配置し、技術的なサービス等の専門的支援を行うとともに、施設設備の向上・充実に向けた提案等を含めた支援を実施している。

学生自身の自主的で協調的な学びを引き出すアクティブラーニング環境の整備、学習意欲向上に繋がるシステムの導入を目的に、001 教室（リズム室）・第3調理実習室・第3実験室で平成28年度より授業支援システム（以下「Ranavis」）の本格的な活用を始めている。

001 教室（リズム室）では、ポータブルアンプ1台、デジタルビデオカメラ1台、ポータブルマルチミキサー1台、電子黒板機能付きホワイトボード1台、ワイヤレスマイク1セットを導入した。第3調理実習室では、天井吊り下げ式カメラ2台、55型テレビモニター1台、電子黒板機能付きホワイトボード1台、ワイヤレスマイク1

セット、天井埋め込み式スピーカーを設置した。第3実験室には、天井吊り下げ式カメラ1台、電子黒板機能付きホワイトボード1台を設置した。

001教室（リズム室）及び実験・実習室に導入した電子黒板機能付きホワイトボードには、プロジェクター及び2本の電子ペンを備えており、映し出した映像に直接加筆することにより、その工程のポイント等をその場で説明することができ、学生の理解度向上に繋がっている。

このシステムは授業の様子を収録し、授業後の任意の時間に視聴することが可能であり、在學生は授業の振り返りや欠席した場合の授業内容の確認に活用することができる。健康栄養学科においては、テスト機能を使って栄養士実力認定試験対策の問題を登載し、学生の自主学習に役立てている。

さらに次年度当該科目を履修する学生にとっては、授業を受ける前に当該授業内容を動画で確認し授業に出席することができ、反転授業のツールとしてこのシステムを活用することができる。

このほかの情報関連施設としては、情報処理演習室、チュートリアルルーム（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）がある。情報処理演習室には教員用パソコン（2台）と学生用パソコン（93台）、レーザープリンター（2台）を整備している。教員用パソコンから NetSupport School バージョン V12.65.1 学習支援ソフトを使い、学生用パソコンのモニタリングや一斉教材配布、リモートコントロール等を可能としている。

チュートリアルルームには、チュートリアル教育を効果的に行うためにプロジェクター、大型スクリーン、教員用及び学生用ノートパソコン、電子黒板、レスポンスアナライザー、ビジュアルコンテンツクリエイター等を配備している。これらの教室及び機器備品についても、一部の機器を除き、授業で使用していない時は学生が使用することができるようにしている。

各クラス教室にはパソコン、テレビモニターと電子黒板を配備している。各クラス教室のパソコンには Windows10 を導入しており、LAN 接続によってネットワーク環境を整えている。さらに、平成 29 年度から無線 LAN を運用するために、101 教室、第 3 実験室及びチュートリアルルーム（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）の無線 LAN 設置工事を実施した。さらに令和 2 年度は、LAN 配線を拡充し、無線 LAN を 203 教室・503 教室・ピアノ個室に設置し、ネットワーク環境の整備を図るとともに、各教室へのノート型パソコン及びプロジェクター等を配備し、さらに Zoom のライセンス契約を結ぶ等、遠隔授業等の実施に向けた環境整備に努めた。また、80 台のタブレット端末（iPad）の学生への貸出も行い、自宅で授業を受けられるよう体制を整えた。

令和 3 年度は、これらに加えてコロナ禍における遠隔授業環境の整備等を目的に、図書館並びに 3 号館を含めた全教室が無線 LAN を活用できるようにアクセスポイント等の増設を図り、さらに一部教室の有線 LAN の整備及びタブレット端末（iPad）80 台の追加配置、ノート型パソコン 40 台の更新等を行い、教育環境の整備を図った。

学内で Wi-Fi を使用することにより、教員と学生との間でよりスムーズなデータのやりとりを行うことができ、主体的かつ協動的で深い学びやコミュニケーションの促進が期待できる環境となっている。

幼児保育学科では、すべての科目において、学生ポータルサイト、クエスタント、Teamsを併用活用し学生との連絡のやり取りやアンケート調査、課題を提示した。「社会福祉概論」、「保育者・教職原論」、「言葉領域指導法」においてはペーパー作成のための動画視聴を積極的に取り入れ、学生の主体的な作品に仕上がった。「教育原理」、「教育方法論」、「日本文化と国際理解」「身体表現領域指導法」等の授業において、iPadを用いた授業形式を取り入れ学生自ら学ぶ意欲を引き出し効果的な学習となった。「特別支援保育Ⅰ・Ⅱ」、「障害児保育Ⅱ」、「保育実習指導Ⅰ（保育所）（施設）」及び「保育実習指導Ⅲ」、では、保育・教育現場の動画や画像を積極的に用いることにより、より深い学びに繋がった。「卒業研究ゼミ」、「卒業研究プレゼミ」においては、iPadを用いて調べ学習を行い、レポートとしてまとめたりプレゼンテーション資料を作成・発表したりすることに活用している。さらに「保育者・教職原論」では、海外の保育事情に関する情報検索に活用すると共に、「教育課程及び教育方法・技術論」では、幼児の体験との関連を考慮しながら情報機器を活用して効果的に教材などを作成・提示し、「“視覚的スケジュール”と呼ばれる支援法や絵カード、「電子紙芝居」作成等のデジタル教材の作成について学んでいる。「子ども家庭支援論」においては、学生居住地の保健所や子育て支援について調べ、就職先の子ども家庭支援がどのように行われているか考えることを行った。「保育の造形Ⅰ」「造形表現領域指導法」では作品製作のプロセスにおいて、ビジュアルコンテンツクリエイターを使用しプロジェクターに投影しながら視覚的授業方法を取り入れている。

健康栄養学科では、「臨床栄養学実習Ⅰ」においてモデル症例に対する食事メニューについて調べ、どのようなものが向いているか等を班ごとに考えた上で実際に調理を実施した。上記のように、調べ学習やプレゼンテーション資料の作成、アンケートやクリッカー・小テスト機能の使用、動画資料の視聴等、多岐に渡り活用している。

また、調理学実習では教員の手元をiPadで撮影することによって学生が各自の実習台に居ながら調理技術を学ぶことができるなど、状業の効率化を図っている。

講義を聞いているだけの授業に比べ、学生が積極的に必要な情報を調べる活動を取り入れているため、授業参加意欲が高まり、学生の自発的な学習に役立っている。将来的に、多種多様な情報の中から必要な情報を探したり、情報の真偽を検討したりする姿勢が身につくことが期待される。複数でデータを共有しながら調べ学習をすることやアンケートの実施・即時の結果発表を行うことができ、授業の導入部分で学びへの動機づけを行うなど、様々な方法で学習効果を高めるために活用している。

また、「社会福祉概論」、「障害児保育Ⅰ」ではRanavisのアンケート機能を、各回授業の導入時に学生の知識の定着や学習内容の明確化を目的に、確認テストとして活用している。

情報技術の向上に関しては、学生には「情報処理Ⅰ・Ⅱ」、「教育方法論」等の授業の中で、キーボード練習、文書作成、画像処理、関数を使った計算、情報セキュリティに関する知識や情報技術の向上に関するトレーニングを行っている。

また、教職員には一人に1台のデスクトップパソコンを配備し、教育研究や管理運営に活用している。情報技術の向上に関するトレーニングとして、「Ranavis・iPad

等の機器利用と教育の質の改善」をテーマに FD・SD を実施するとともに、日常的にヘルプデスクによる支援を行い、情報技術の向上に努めている。

技術的資源や設備の整備や更新、技術的資源の分配等については、情報セキュリティ・ポリシー委員会で検討し、計画的に実施している。平成 30 年からは、教職員用デスクトップパソコン 72 台及びファイアウォールの更新を実施し、ハード・ソフトともに最新の機種にするとともに、ネットワーク環境もサーバーを外部委託とするなどして、より高いパフォーマンスを担保している。

情報管理の観点からネットワークに入れることのできないコンピュータを除き、学内のコンピュータはネットワーク化している。教職員はログイン時のパスワード設定を行うなど、安全な情報保護等の環境を維持するとともに、情報セキュリティ・ポリシー研修会等を通じて情報管理の徹底に努めるとともに、アクティブディレクトリを導入している。そして、日本学術振興会ホームページより「研究倫理 e-ラーニングコース（研究者向けコース）」の実施を行った。

教務システムとして導入したキャンパスマジック、学生ポータルサイトにより、学生は学生ポータルサイト上で履修登録、成績確認、出欠席確認、休講補講確認等を行っており、履修カルテの登録も可能となった。教員は成績管理、出欠席管理、休講補講管理、指導学生情報管理等を行っている。また、各授業科目担当者は授業概要作成もポータルサイト上で行うことができ、総合的な教務システムとして活用している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

「KGブランド確立に向けて」（経営基盤安定強化計画）に基づき、教室リニューアル工事を進めている。今後とも安全で効果的な学習環境の維持向上を目的とした計画的な整備を機器・備品を含め、進めていくことが必要である。

また、新型コロナウイルス対応等で整備を進めてきた学内 LAN や iPad 等の ICT 関連設備・機器の活用を推進し、教育の質的向上を図るために、一層の FD・SD の充実が必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

計算書類等の概要（過去3年間）、資金収支算書（過去3ヶ年）・資金収支内訳書、貸借対照表、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表、経営基盤安定強化計画
財産目録及び計算書類、5ヶ年連続財務比率表
規定集 国際学院固定資産及び物品管理規程

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1の現状>

学校法人国際学院の資金収支及び事業活動収支は、過去3年間ともに均衡している。令和3年度の学校法人国際学院全体の収支状況は、事業活動収支計算書のとおり、経常収支差額が約43百万円で、経常収支差額比率は3.0%と収支の均衡を保っている。教育研究を提供する重要な資源に対する支出をみると、短期大学では人件費比率が61.1%、教育研究経費比率は31.8%となっていることから、教育研究活動などの資源や事業への十分な投資を行っている。施設・設備への投資も計画的に行っており、当学院の収益性は私立学校振興・共済事業団の経営指標で正常とされるA3に位置している。

学校法人国際学院の事業活動収支は、過去3年間ともに収入超過となっている。

短期大学では、入学定員が未充足であるが、一方で、施設整備資金の借換えにより借入利息が減少したことなどによるものである。

学校法人国際学院の令和3年度末の貸借対照表から負債に対する財務比率をみると、総負債比率は19.8%、負債比率は24.7%であり、前年度末に比べてそれぞれ0.9ポイント、1.5ポイント減少している。また、自己資産が総資産に占める比率である純資産構成比率は80.2%であり、自己資金に基づく財務の健全性は確保できている。

短期大学の財政規模は、収入ベースでは学校法人全体の38.0%を占めており、支出ベースでは40.4%を占めている。収入では学生生徒納付金収入、補助金収入の占める割合が高く、支出では人件費の占める割合が高い。

短期大学の経常収支差額は令和3年度赤字に転じた。入学生の水準を向上することが財政的な課題である。

退職給与引当金は、年度末要支給額と退職財団交付予定額との差額を基に所要額を計算し引き当てている。退職給与引当金については、特定資産化をせずに定期預金として管理をしている。

国際学院の資産運用については、規程により短期の定期預金により運用を行っている。第3号特定資産（大野誠奨励資金）については、果実を基に奨学事業を行うこととしている。

令和3年度決算では、学校法人国際学院の教育研究比率は31.8%であった。

教育研究用の施設設備については、経営基盤安定強化計画及び各学科からの整備要望に基づき資金を配分している。また、短大図書館の蔵書は、各学科に関する専門図書のほか、教職課程、就職支援、SDGs、埼玉学等に関する図書等について半期ごとの購入計画に基づき整備している。令和3年度は、各学科に関する専門図書を重点的に購入して情報の更新を図り、新たな試みとして保育実習等で活用できるエプロンシアターを購入し、貸出を開始した。また、令和2年度に重点的に購入した読み聞かせに適した絵本や食育に関する絵本を中心に、貸出が増加している。

国際学院では、公認会計士による監査を月次で実施しており、期中に生じた諸課題について、指導を受け速やかに解決することとしている。

国際学院では、在校生保護者及び後援会会員に対し、定期に寄付金を募集している。国際学院への寄付金は、個人からの寄付金収入が毎年減少していることから、卒業生への寄付金募集、少額の寄付金募集を実施し、通年に亘り寄付金を募集すること

国際学院埼玉短期大学

で寄付金獲得を強化することとした。併せて、教育振興資金や受配者指定寄付金制度の周知などにも取り組んでいる。

令和3年度、部門別の収支分析として、入学定員充足率、収容定員充足率と財務体質との関係性を、また学科、学校種別各部門の過去5年間の収支状況について、日本私立学校振興・共済事業団資料による指標に基づき分析・評価を実施した。

短期大学の学生数は、収容定員ベースで平成24年度の84.8%をピークに減少、令和3年度には70.9%の状況となっている。

収容定員充足率の状況が経常収支比率に大きな影響を及ぼさぬよう、人件費比率及び管理経費比率の推移を注視している。

翌年度の事業計画と予算については、12月に理事会で決定する予算編成方針に基づき、事業実施に係る見積調書の作成を関係部門に依頼し意向を集約した後、3月の理事会で決定している。補正予算についても、3月の理事会で決定している。

決定した事業計画と予算は、年度初めに開催される学院全体会で、全教職員に周知している。

予算の執行に係る経理、出納の業務については、各部署が執行伺書あるいは物品購入依頼書を作成し、責任者が決裁した後に執行している。予算の執行状況については、8月を除き毎月開催される国際学院財務委員会（委員長：理事長）の場において、部門ごとの執行状況を確認している。また、人件費及び学院予算の執行見込を3ヶ月おきに作成し併せて確認している。

国際学院の出納業務は、月3回の定期支払日程に合わせ、理事長の支払決裁を受け実施している。

資産管理については、固定資産管理システムによる資産データ管理と学校法人国際学院固定資産及び物品管理規程（備付-43）に基づく現有備品確認調査の実施により管理を行っている。また、リース資産についても固定資産管理システムにおいて一元的な管理を行っている。資金管理については、収納口座を目的別に設け、また支払口座を限定することで、資金管理の適正化に努めている。

月次試算表は、財務委員会に付議し、予算執行状況管理と資金管理を行っている。

なお、令和2年度に創設された国の新修学支援制度に伴い、学生生徒等納付金の納入期限について、家庭の経済状況に応じて柔軟に対応することとした。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。

- ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

<区分 基準Ⅲ-D-2の現状>

本学では、「KGブランドの確立に向けて」（経営基盤安定強化計画）を平成28年3月に策定した。このプランは、学長のガバナンス強化、高大接続などの環境変化に呼応した計画で、経営力の強化と教育力の強化を図って、志願者増と教育の質的向上を目指すものである。なお、経営基盤安定強化計画については、令和4年3月、第Ⅴ期中期計画として再構築した。

経営基盤安定強化計画における財務力強化策として、定員充足、補助金増加、外部資金・寄付金獲得による収入強化、経費削減策と教育施設設備のリニューアルを掲げている。

入学定員は、幼児保育学科が150名、健康栄養学科が120名である。収容定員充足率はそれぞれ76.3%、64.2%である。人件費のうち職員数は両学科同数配置を原則としている。経常経費のうち、共通経費の配賦基準を見直し、学生収容数に応じて配賦することとした。また、施設整備費については、共通施設は両学科折半とし、実習施設はそれぞれの学科に属するものとして、経費配分を行っている。

収支決算書等の経営情報については、賞与支給時に前年度の決算概要を伝えている。また、経営に関する危機意識については、毎月開催される財務委員会及び教職員会議の場を通じて情報を共有するとともに、危機意識の徹底を図っている。

<区分 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

備品管理方法として、名称、購入年月日等の基本情報に加えて、品目分類、使用責任者、常時配置場所、物品写真や構成品内訳等のデータを登録管理することが可能な固定資産管理システムを導入した。令和元年度の現有備品調査の結果、教育研究用備品で確認がとれなかった機器等があったことから、引き続き、同システムを一層有効活用してより適切な備品管理を実施していく必要がある。

学校法人国際学院の令和3年度の財務状況を日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」における経営区分の確認を行った結果、A3（正常状態）区分であった。今後、さらに安定的な経営指標であるA2区分に向けにおいても、引き続き経営改善に取り組み、安定した財務の状態を維持・向上していくことが課題である。

加えて、経営情報を教職員に対していかに適切に伝えるかが課題である。理事会資料である収支決算書の供覧のみではなく、より分かりやすい解説を付して説明する場を設ける必要がある。また、月次での執行状況を伝えるなど予算執行管理の環境を整備する必要がある。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実行状況

- ① 備品管理については、固定資産管理システムを活用するとともに、現有備品調査を着実に実施して、管理の適正化を図る。
令和2年度以降、毎年現有備品調査を実施している。令和3年度は、現物寄付による備品の資産登録を行った。
- ② 財務見通しについては、毎年決算額が確定次第、日本私立学校振興・共済事業団の指標に沿って分析を行う。
定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分は、令和2年度A3、令和3年度も同じくA3であり、正常な区分を維持している。
- ③ 経営情報については、学校別説明会を開催し、経営情報の共有化を図る。
また、予算執行管理については、令和2年度、財務会計システムの機能に事業別支出管理機能を付加した。これまでの人件費の執行管理に加え、新たに事業別予算管理の一助となるよう運用を進めていく。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

なし。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

学校法人国際学院第Ⅳ期中期目標及び中期計画、学校法人国際学院寄附行為、理事長の履歴書、理事会議事録、理事・監事・評議員名簿（令和3年度）、KGニュース（特別号）、規程集、国際学院ガバナンスコード、国連グローバル・コンパクト（UNGC）持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals・持続可能な開発目標）活動報告2020

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法の校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準IV-A-1の現状>

理事長は平成30年3月7日開催の本学院理事会において、本学院寄附行為に基づき理事長に選任され、平成30年4月1日付で理事長に就任した。

本学院は創立者である大野誠学院長が、昭和38年、「誠実・研鑽・慈愛・信頼・和睦」の建学の精神のもとに創立して以来、人間教育と実践的な専門教育に重点をおいた「人づくり教育」に力を注ぎ、また、「礼をつくし、場を清め、時を守る」の教育方針を創立当初から掲げてきた。

理事長は昭和61年4月から国際学院埼玉短期大学の職員として勤務し、平成11年4月から学校法人国際学院理事、国際学院高等学校(現国際学院中学校高等学校)校長、平成20年4月から国際学院埼玉短期大学学長に就任し、建学の精神、教育方針を学生生徒や教職員に説く中で、豊かな人間性を備えた人材を数多く輩出すると共に、力強いリーダーシップで学院運営を担ってきた。

また、この間、日本私立短期大学協会副会長、関東私立短期大学協会会長、埼玉県私立短期大学協会会長などの私学団体等の役職を歴任するなど優れた組織運営能力を有している。

さらに、理事長は本学院が国連グローバル・コンパクト(UNGC)に加入することとし、平成30年12月、正会員として加入するなど、グローバルな視点から法人運営を行う一方、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染拡大防止に対する対応策として、短期大学や中学校高等学校における行動の指針である警戒カテゴリーや活動指針を策定し、それに基づく感染防止策の徹底や、学院全体としてマスク、フェイスシールド、アルコール除菌ジェル等、いち早く安全の確保を図ると共に、コロナ禍においても学修を止めないためのICT環境の構築等について先頭に立ち推し進めた。以上のことから、理事長は、学院の発展に十分寄与できる者である。特に、今年度においては、さいたま市商工会議所の協力を得て職域接種を実施し、学生、教職員あわせて14名が利用した。更に、学内に抗原定性検査キットを確保し、感染が疑われる教職員や学生がいた場合、迅速に行動が取れるような環境を整えた。また、コロナ禍の施設貸出については、感染拡大状況に応じ、感染防止に努め適正に貸出を行った。

理事長は、寄附行為に基づき理事会、評議員会を招集し、法人業務の運営にあたりと共に、運営面での大学改革にリーダーシップを発揮している。理事長の職務については、寄附行為第13条に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」、同じく第14条、理事の代表権の制限に「理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。」と規定しているとおり、法人を代表し、その業務を総理している。

理事長は、寄附行為第17条第4項(監事の職務)「この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。」、同じく第23条(諮問事項)「評議員会の意見を聞かなければならない。」に基づき、監事による会計監査を年一回(5月実施)受け、理事会(5月開催)承認後、評議員会において報告し、その意見を求めている。また、学校法人国際学院監事監査規程を制定(平成28年12月9日)し、監事監査業務の適正且つ効率的な運営の確保を図っている。

このほか、平成 30 年 12 月から期中監査を実施しており、また、令和 3 年 5 月に実施した令和 2 年度期末監査及び令和 3 年 12 月に実施した令和 3 年度期中監査においては、理事の業務執行状況についても監査を実施した。更に、年 1 回、公認会計士との意見交換会も実施している。

理事長は、寄附行為第 18 条（理事会）3 項により理事会を招集し、同条に基づき、学校法人の意思決定機関として学校法人の業務を決し、また、理事の職務の執行を監督するなど、適切に運営している。令和 3 年度は 5 回理事会を開催し、理事会では、同条 7 項に基づき議長を務めた。

理事会は寄附行為第 3 条（目的）による目的を達成するために、同第 4 条（設置する学校）に定める法人が設置する学校の全ての活動に対して責任を負っている。また、理事会は予算、事業計画などの重要事項の最終決定を行っており、学校法人の最高意思決定機関として運営している。さらに、令和元年度に本学のガバナンス・コードを定め、その実施状況を理事会に報告しているほか、毎年全教職員による自己点検評価報告書を作成し、理事会に報告している。こうしたことから通常 5 回開催する理事会を通じて認証評価に対する役割を果たし、その責任を負っている。なお、本学院においては、理事会における議論を深めるため、理事会に先立ち、常任理事 4 人による常任理事会を開催している。理事会に欠席の理事へは、事前に資料を、開催後には議事録を送付している。

理事会の議事録作成に関しては、本学の寄付行為に基づき正確に議事録を記載するとともに、議事録の署名については、私立学校法の改正による理事会の監督権限の強化を受け、署名に監事を加えるよう令和 3 年 12 月に改めた。

理事会では議事次第の中に審議事項のほか、報告事項を設けており、文部科学省、日本私立短期大学協会、埼玉県などの官公庁から収集した情報や、学校行事等、学内外の必要な情報を収集し報告・説明しており、理事及び監事は、短期大学の発展のために、その情報を基に意見交換を実施している。

本学院の理事会は、寄附行為第 18 条第 2 項に規定されており、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督しており、議長たる理事長からも、理事会開催の冒頭に最高意思決定機関としての責任ある議論を求めていることから、理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

学校法人運営及び短期大学運営に必要な各種規程の整備については、常任理事会、理事会において、審議を行い承認したうえで、理事長が定めている。また、理事会は、理事会業務委任規則に基づき、学長への委任事項として、一部の事項を除き教育研究に関する業務についての決定を短期大学学長に委任している。現在整備している法人規程及び短期大学規程等は、根拠資料-規程集のとおりである。

理事は、寄附行為第 6 条（理事の選任）に基づき本学院の建学の精神を理解する者を選任し、建学の精神を具現化する学校行事などの各種教育活動の取組や発表の際には、理事が出席している。また、理事の主な経歴は本学院創業者や学長、国立大学教授、官公庁の要職を歴任した者や弁護士で、学問上及び法人の健全な経営についての知識と高い見識を有している者である。

本学院の理事は、私立学校法 38 条の規定に基づき、寄附行為第 6 条により次のとお

り選任している。

現在数	選任条項・人数		
1人	6-1-1	学院長	1人
1人	6-1-2	短期大学長・高等学校長	1人
2人	6-1-3	評議員	2人
2人	6-1-4	学識経験者	1人以上3人以内

学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為第11条（役員 of 解任及び退任）第2項第3号に準用している。

なお、理事長は、私立学校法の改正に伴う寄附行為の見直しを行い、理事の職務及び責任の明確化のため、理事定数を「8人以上10人以内」から「5人以上7人以内」に改めるなど、リーダーシップをもって理事会の機能強化に努めている。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長は力強いリーダーシップで学院の経営を担っているが、今後も確立している管理運営体制のさらなる質の向上を図っていく必要がある。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

理事長は、学長として、建学の精神、教育理念に基づき、豊かな人間性を備えた人材を数多く輩出すると共に、本学校法人の経営基盤安定強化、海外教育機関との教育提携締結、ユネスコスクール認定など国際交流、設置校の教育改革などについて強いリーダーシップをもって学院運営を担ってきた。理事長は、長年に亘るこうした功績が認められ、平成30年11月に藍綬褒章を受章、令和2年11月には文部科学大臣から短期大学教育功労者として表彰状の贈呈を受けている。

理事長は内部監査機能強化を目指し監事監査規程を見直し、本学院監事は、平成30年度監事監査計画より、新たに教学監査を含めた期中監査を実施している。また、令和元年度の私立学校法改正に基づき、監査項目を業務監査、教学監査、会計監査、理事の業務執行状況の4項目として、令和2年12月に期中監査を実施するに至った。

理事長は、平成28年3月、今後の建学の精神に基づいた人材育成を目指す本学院の中期計画として、「KG ブランドの確立」をテーマとする、「経営基盤安定強化計画」を策定し、令和元年度からは、第IV期中期計画へと発展させた。更に、社会経済や教育環境の大きな変化に応じ、令和3年度に第V期中期計画の策案、令和4年度には一般委託訓練の受託事業について実施を決定している。

なお、これまでの中期計画策定の経緯と概要は次のとおりである。

学校法人国際学院は昭和38年（1963年）、大野 誠学院長（初代理事長）が、「女子教育の必要性と食生活の改善、向上を目指し、我が国の発展を担う人材育成」を設立目的に掲げ、「公認大宮国際料理学院」を創設したことに始まる。以来、「誠実、研鑽、慈愛、信頼、和睦」の建学の精神のもと、人間教育に重点を置いた「人づくり」に力を注

いできており、「礼をつくし、場を清め、時を守る」の教育方針と共に現在は、短期大学、中学校、高等学校を運営している。

平成 27 年度には、高等教育機関を取り巻く環境が、学長のガバナンス強化などを主眼とした学校教育法の改正、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化の動き、高大接続改革実行プランなど大きく変化してきたことを受け、理事長は、今後は社会やステークホルダーの要請を踏まえながら、「KG ブランドの確立に向けた“経営基盤の質保証”と“教育研究の質保証”」を経営戦略の基本方針とし、「経営力の強化」と「教育力の強化」を戦略の柱とする 6 つの基本戦略を立て、その下に本学院の経営基盤の安定強化を進めるものとして、平成 28 年 3 月、「経営基盤安定強化計画－KG ブランドの確立に向けて－」を策定した。

平成 30 年（2018 年）年 12 月、本学院が創立 55 年の歴史を刻んだ。理事長は、このタイミングを捉え、今後の国際学院の目指す理念の柱とすべく、同年 12 月 4 日、国連グローバル・コンパクト（UNGC）に署名し正会員として加入した。

また、同じくこの時期を捉え、理事長は、今後、本学が大宮キャンパスを拠点に新たなまちづくりや地域づくりを創造する核となるための再開発計画をスタートさせた。

こうしたことを契機に、さらに、経営基盤安定強化計画も 3 年が経過し、見直しの時期になったこともあって、理事長は、本学院が地域社会を担い、さらに持続可能な社会の実現に向けた国際的な取組を担う人づくりや地域社会に貢献する取組を推進していくための指針となる中期目標を定め、その実行計画である第Ⅳ期中期計画を策定することとした。

第Ⅳ期中期計画策定において、理事長は、国連グローバル・コンパクト（UNGC）の加入やスタートさせた大宮キャンパス再開発計画に合わせ、本学を拠点に産学官の様々な連携を通じ、今後の地域社会を担い、さらに持続可能な社会の実現に向けた国際的な取組を担う人づくりや地域社会に貢献していくための基本戦略を計画に加える必要性を認識している。

具体的には、理事長は、新たに「ナレッジ・ビレッジ構想（さいたま国際知識村）」の推進を計画の柱に掲げ、本学が提供する様々な「場」に、地域社会の多様な世代や多様な国籍の人々が集い、相互関係を築くことで知識創造と知識創造社会を担う人材育成を進めていく、という「知的創造の場の創出」を構想として明らかにしている。

また、UNGC、SDGs の推進を本学における教育研究活動や地域貢献活動等の基本とし、UNGC 加入の理念の具現化と取組の推進及び SDGs の目標達成に向けた取組を推進すると共に、本学院のUSR として発信していくことを掲げており、こうした趣旨のもとに国連グローバル・コンパクト（UNGC）加入後 2 年間の定期活動報告となるコミュニケーション・オン・エンゲージメント（COE）を、令和 2 年 11 月 25 日に国連グローバル・コンパクト本部に対して報告、また学院のホームページにて広く公表している。さらに、理事長は、社会経済や教育環境の大きな変化、コロナ社会への対応を進めるため、第Ⅳ期中期計画が折り返しを迎えたことを機に令和 4 年をスタートとする第Ⅴ期中期計画策定を行っている。

＜第Ⅳ期中期計画（2019年～2023年）のテーマ及び中期的視点から取り組むべき主な方策＞

1 教育の質保証と研究活動の推進

- (1) 学生が喜びと満足をもってしっかりと学べる教育への転換を図り、ディプロマ・ポリシーに掲げる学修成果の可視化を通して推進する教育の質的転換
- (2) 多様な学生や学修ニーズに応えるための多様な教育の展開
- (3) 授業や教育環境の改善
- (4) 専門領域における質の高い研究の推進
- (5) 各専門領域における最新の情報収集や研究人材の育成
- (6) 教育の質向上に向けた研究成果の教育への活用促進
- (7) 研究活動支援体制の強化

(具体的方策)

- ① 教育の質保証と研究の推進
- ② 成績評価基準の適切な運用、教職員の資質向上に向けたFD・SDの強化、カリキュラムの見直し等、教学マネジメントの確立
- ③ 学位の取得状況、卒業率、資格取得率、学生の満足度等の可視化と情報公開
- ④ 社会人向けプログラムの開発や社会人学修者支援の強化（履修証明プログラムの総時間要件緩和などの制度改正に機動的な対応など）
- ⑤ 留学生受入れ等の推進
- ⑥ 個人研究や共同研究の推進に向けた助言・支援体制の強化
- ⑦ 研究活動推進のための個人研究費制度の創設や科学研究費補助金、外部研究資金等獲得に向けた支援や研究成果公表等の強化
- ⑧ 研究倫理、不正防止等の徹底等の取組強化

2 学生支援

- (1) 入学前から卒業後に至るまでの一貫した学生支援
- (2) 卒業生が本学で修得した知識や技能を社会で活用できるための教育の質保証や情報公開の促進と共に、エンロールメントマネジメントを通じた学生へのきめ細かな支援など学生の成長が見える教育の展開
- (3) 教職協働によるきめ細かな学生支援

(具体的方策)

- ① 学生満足度等の可視化と情報公開
- ② 多様な学生の受入れ支援
- ③ 学生生徒相談体制、卒業生との連携強化

3 ガバナンス強化

- (1) 高大連携と中長期視点からの学生生徒確保
- (2) 国際学院全体の人的物的資源の集中
- (3) 設置学種における規模の適正化と新たな学種展開
- (4) 大学ガバナンスコードによる経営マネジメントと内部統制システムの強化
- (5) 財務マネジメント改革の推進

(具体的方策)

- ① 人事管理システムと成果に基づく人件費配分の強化
- ② 予算・決算の管理及び可視化による資源配分の最適化
- ③ 高大接続改革を踏まえた入試改革、高大連携の推進
- ④ 地域連携の推進

4 GC・SDGsの推進

- (1) GC理念と整合した国際学院全体のUSR策定
- (2) SDGs17目標達成に向けた本学院の取組の推進
- (3) 教育活動や地域貢献活動等における具体的展開の推進

(具体的方策)

- ① ステークホルダー・ミーティング開催やSDGsタスクフォース等による取組の具体化。
- ② 海外との教育連携、ユネスコスクール、卒業研究ゼミナール等におけるSDGsに向けた取組の深化
- ③ カリキュラムの見直し
- ④ 地域連携活動と情報発信の強化

5 ナレッジ・ビレッジ(さいたま国際知識村)構想

- (1) 都市再生におけるイノベーション創出に向けたナレッジ・ビレッジ構想の推進
- (2) ナレッジ・ビレッジ創出に向けた産学官(NPO含む)連携の推進
- (3) 短期大学設置学科の再編、大学及び大学院の設置等、本学の特色を生かした教育の展開

(具体的方策)

- ① 大宮キャンパス再開発の着実な実現とさいたま市との連携推進
- ② 新たな地域整備機能のための産学官連携の推進
- ③ 長期財務見通しと資金計画の策定
- ④ 新学種設置の具体化
- ④ SDGsと連動したまちづくりに係る地域連携の推進

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

学長の個人調書、平成 23 年度教授会議事録、平成 25 年度教授会議事録、令和元年度教授会議事録、令和 2 年度教授会議事録、委員会等議事録、規程集、シラバス

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続きを定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取したうえで決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1 の現状>

本学学長は、平成 20 年 4 月に就任した。学長は、「教授会の意見を聞くことが必要なものを定める学長決定」（平成 27 年 4 月 1 日決定）を定め、教授会の意見を聞くこと

が必要なものを整理すると共に、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌したうえで学長自ら最終的な判断を行っている。

学長はまた、平成 22 年 4 月から文部科学省大学設置・学校法人審議会特別委員（大学設置分科会）、平成 24 年 2 月から日本私立学校振興・共済事業団私学情報推進会議委員、平成 25 年 6 月から一般財団法人短期大学基準協会理事、同 12 月から文部科学省中央教育審議会専門委員（大学分科会）等の要職を歴任し、令和 2 年 4 月からは、文部科学省大学設置・学校法人審議会委員（学校法人分科会）を務めている。

さらに学長は、平成 30 年 12 月、本学院が国連グローバル・コンパクト（UNGC）に正会員として加入したことを受け、SDGs（Sustainable Development Goals・持続可能な開発目標）を掲げたゼミナールを展開し、各ゼミナールにおいて保育・栄養・調理の専門分野の観点から SDGs 17 目標のいずれかに焦点を当て研究を掘り下げていくこととし、取り組みを進めている。また、学長は、教職員の能力開発に向け全体 SD として全ての教職員を対象に定期的に開催することとしている。特に令和 2 年度から新たに本学のガバナンス・コードを定め、この中で、教職員の資質の向上を目指し、教員に対する FD と、全ての教職員を対象とした SD を適切に実行している。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和 3 年度は会場を分散したりオンライン開催をするなど、対策を講じて 11 回開催した。また、本学で長年に亘り開催している幼児絵画展、味彩コンテストの事業にもリーダーシップを発揮し、地域社会との連携強化を推進しており、今年度も昨年同様新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、幼児絵画展の展示は Web による展示とし、また味彩コンテストについては、今年度もレシピ審査とし、第 2 次審査会をオンライン開催で行った。更に、最優秀作品のレシピに基づき学生が試作を行い、学長や審査員が試食を行う試食会を新たに実施した。以上のように学長は、大学運営に関し強いリーダーシップのもと、迅速な判断を下している。

学長は、建学の精神の修得を目指した授業「日本文化と国際理解」、「海外研修」を担当し、併せて「キャリア教育 I・II」において、学生たちに建学の精神の理解の深化と、これに基づいた「人づくり教育」を推進している。

また、学長は、教養科目や専門科目の新設、必須及び選択の変更など建学の精神に基づく人材育成をより進めるための教育課程の見直しを行った。

学長は、平成 21 年 7 月には、国際学院埼玉短期大学教学改革方針を制定し、この中で以下の 4 つの方針を教職員に示し、本学の充実・向上に向けた方向性を明示するなど、本学の充実・向上に向けた努力を継続している。

方針 1. 「三つの方針：卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）」に貫かれた教学改革の実施と PDCA サイクルの確立により、学修成果に焦点を合わせた教育の質の保証を行う。

方針 2. 本学の学位課程教育は、教育課程、教育の方法・実施、評価をセットにして構築していく。

方針 3. 本学の質保証システムは学修成果に焦点を合わせた評価を重視する。

方針 4. 学位の水準の維持・向上については、国際的に通用する学修成果を求めていく。

これらの方向性は、その後の大学教育改革の趣旨を先駆けたものであり、短期大学

国際学院埼玉短期大学

の向上・充実に向け努力している高い理念・先見性及び識見を示すものである。

学長は、国際学院埼玉短期大学学則第 76 条の規定に基づき、「国際学院埼玉短期大学学生の懲戒に係る指針」（平成 27 年 4 月 1 日制定）を定め、本学学生に対して行う懲戒の基準や量定、手続き等について必要な事項を定めた。

また、学長は、本学の組織において学長室、教育研究所、図書館、事務部、学生支援センター、地域連携センター及び大学改革推進センターを所掌し教学部門のみならず、学務をつかさどり、所属職員を統督している。

学長は学長選考規程に基づき、選考委員会を設置し、その中で学長候補者を選考し、教授会の意向を徴したうえで、理事会に付議し、理事会で選出している。

また、教授会の議長、運営協議会の委員長、入学試験管理委員会の委員長等、教学運営の中核的役割を果たす中で、トップマネジメントを発揮している。特に、運営協議会については、全学的教学マネジメントを担う組織体制として位置付けており、学長はその委員長としてリーダーシップを発揮している。

学長は、教授会を教授会規程に基づき招集し、学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項、学位の授与に関する事項、教育課程の編成に関する事項、教員の教育研究業績の審査等に関する事項、学生の試験に関する事項、学生の既修得単位等の認定に関する事項、学生の賞罰に関する事項及び自ら定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を参酌したうえで決定している。

教授会は、国際学院埼玉短期大学教授会規程に基づき、令和 3 年度は、教授 15 名、准教授代表 2 名及び事務局長・学長補佐（議決権は有さない）から構成され開催している。令和 3 年度は合計で 23 回開催した。

教授会の議事録整備については、令和 3 年度は、別紙の内容で開催し、議事録は庶務担当である総務課長が作成し、事前に関係部署にメール配信を行い、次回教授会で確認・承認をとっている。

令和 3 年度 教授会開催状況は次のとおりである。

令和 3 年度 教授会開催状況

回	開催月日	主 な 議 題
第 1 回 出席 17 名	4 月 1 日 (水)	審議事項 (1) 学生への指導・配慮事項について 報告事項 (1) 新型コロナウイルス感染症に対する本学の活動指針のレベル及び警戒カテゴリーについて (2) 学籍異動について (3) 令和3年度 オリエンテーションについて
第 2 回 出席 18 名	4 月 21 日 (水)	審議事項 (1) 令和 3 年度 5 月行事予定について 報告事項 (1) 新型コロナウイルス感染症に対する本学の活動指針のレベル及び警戒カテゴリーについて (2) 学籍異動について (3) 新任教員の授業公開・研修について (4) その他 ・令和3年度体育大会について

回	開催月日	主 な 議 題
		・指定校入学者の学籍異動に伴う出身高校への状況報告結果について
第3回 出席 18名	5月19日 (水)	審議事項 (1) 高校教員対象 令和4年度 入学者選抜説明会について (2) 令和3年度 オープンキャンパスについて (3) 令和3年度 6・7月行事予定について 報告事項 (1) 令和3年度 授業公開週間について (2) 令和3年度 体育大会について (3) 令和3年度 委員会報告について (4) その他 ・学生指導及学校周辺での不審者について 「学生指導について」 「学校周辺での不審者について」
第4回 出席 19名	6月23日 (水)	審議事項 (1) 令和3年度 8・9月行事予定について 報告事項 (1) 学籍異動について (2) 新型コロナウイルス感染症に対する本学の活動指針のレベル及び警戒カテゴリーについて (3) 令和3年度 体育大会について (4) マイボトル推進の取り組みについて (5) 大宮キャンパス学習机・椅子リニューアル計画について (6) 令和3年度 年次有給休暇ならびに指定休日の取得について (7) その他 ・五峯祭について ・「まん延防止等重点措置に伴う授業形態変更」に記述されている課題学習について
第5回 出席 19名	7月21日 (水)	審議事項 (1) 令和3年度 10月行事予定について 報告事項 (1) 令和3年度 体育大会について (2) 研究倫理規程を踏まえた研修の実施について (3) 令和3年度 上半期購入図書について (4) 令和3年度 図書館利用状況について (5) 各種委員会報告について
第6回(臨時) 出席 17名	8月3日 (火)	審議事項 (1) 学生の懲戒について
第7回 出席 18名	9月8日 (水)	審議事項 (1) 科目等履修生の受け入れについて (2) 令和3年度 11月行事予定について 報告事項 (1) 学籍異動について (2) 新型コロナウイルス感染症に対する本学の活動指針のレベル及び警戒カテゴリーについて (3) 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて (4) 抗原簡易キットを活用した迅速検査の実施について (5) 五峯祭テーマの投票について (6) 令和3年度 消防訓練について (7) 各種委員会報告について

国際学院埼玉短期大学

回	開催月日	主 な 議 題
		その他の事項 ・令和3年度「私立大学等改革総合支援事業」について
第8回(臨時) 出席 18名	9月18日 (土)	審議事項 (1) 令和4年度総合型選抜Ⅰ期(9/18面談)の合格者の選考について (2) 前期科目の単位認定について(本学学生・科目等履修生) 報告事項 (1) 成績調査(令和3年度前期)の申出について (2) 令和3年度私立大学等改革総合支援事業について (3) 令和3年度 前期成績分布について (4) 令和3年度 前期出席率について (5) 新型コロナワクチン接種アンケートについて (6) 国際学院埼玉短期大学フリーWi-Fiサービスについて
第9回(臨時) 出席 18名	9月25日 (土)	審議事項 (1) 令和4年度総合型選抜Ⅰ期(9/25面談)の合格者の選考について 報告事項 (1) 学籍異動について (2) 令和3年度 体育大会(ボッチャ大会)について
第10回(臨時) 出席 18名	10月16日 (土)	審議事項 (1) 令和4年度総合型選抜Ⅱ期(10/16面談)の合格候補者の選考について
第11回 出席 18名	10月27日 (水)	審議事項 (1) 令和3年度12月の行事予定について 報告事項 (1) 学籍異動について (2) 新型コロナウイルス感染症に対する本学の活動指針のレベル及び警戒カテゴリーについて (3) 埼玉県令和4年度委託訓練(長期高度人材育成コース)の事業実施について (4) 各種委員会報告について (5) その他 ・令和3年度私立大学等改革総合支援事業について
第12回(臨時) 出席 16名	11月13日 (土)	審議事項 (1) 令和4年度総合型選抜Ⅲ期(11/13面談)の合格者の選考について (2) 令和3年度1月の行事予定について 報告事項 (1) 新型コロナウイルス感染症に対する本学の活動指針のレベル及び警戒カテゴリーについて (2) 令和4年度 学事日程について (3) 令和3年度 卒業式について (4) 令和5年度 入学者選抜の日程について (5) 試験に関する規定の一部変更について
第13回(臨時) 出席 18名	11月20日 (土)	審議事項 (1) 令和4年度学校推薦型選抜(指定校)・学校推薦型選抜(公募)Ⅰ期の合格者の選考について
第14回(臨時) 出席 17名	12月11日 (土)	審議事項 (1) 令和4年度総合型選抜Ⅳ期(12/11面談)の合格者の選考について

国際学院埼玉短期大学

回	開催月日	主 な 議 題
第 15 回 出席 18 名	12 月 15 日 (水)	<p>審議事項</p> <p>(1) 教員人事について</p> <p>(2) 学則の一部変更について</p> <p>(3) 令和3年度 2月行事予定について</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症に対する本学の活動指針のレベル及び警戒カテゴリーについて</p> <p>(2) 令和4年度 総合型選抜 追加募集について</p> <p>(3) 令和3年度 卒業研究発表会について</p> <p>(4) 令和3年度 卒業式について</p> <p>(5) 公的研究費不正防止計画の策定及び公的研究費不正防止規程の一部変更について</p> <p>(6) 栄養士養成施設に係る指導調査報告</p> <p>(7) 各種委員会報告について</p> <p>【前回 教授会(10/27)以降 開催分について】</p>
第 16 回(臨時) 出席 17 名	1 月 8 日 (土)	<p>審議事項</p> <p>(1) 令和4年度 社会人選抜 I 期の合格者の選考について</p>
第 17 回 出席 18 名	1 月 26 日 (水)	<p>審議事項</p> <p>(1) 教員人事について</p> <p>(2) 令和3年度 3月行事予定について</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 学籍異動について</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症に対する本学の活動指針のレベル及び警戒カテゴリーについて</p> <p>(3) 令和3年度 卒業研究発表会の実施方法について</p> <p>(4) 令和3年度 卒業式について</p> <p>(5) 各種委員会報告について</p> <p>【前回 教授会(12/15)以降 開催分について】</p>
第 18 回(臨時) 出席 15 名	2 月 1 日 (火)	<p>審議事項</p> <p>(1) 教員人事について</p> <p>(2) 令和4年度 一般選抜 I 期の合格者の選考について</p>
第 19 回 出席 18 名	2 月 16 日 (水)	<p>報告事項</p> <p>(1) 学籍異動について</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症に対する本学の活動指針のレベル及び警戒カテゴリーについて</p> <p>(3) 令和4年度 国際学院埼玉短期大学公開講座について</p> <p>(4) 令和4年度 年間行事予定について</p> <p>(5) 令和3年度 卒業式について</p> <p>(6) 各種委員会報告について</p> <p>○卒業研究論文委員会 (2月8日(月) 開催)</p> <p>○FD・SD委員会 (2月2日(水) 開催)</p>
第 20 回(臨時) 出席 16 名	2 月 22 日 (火)	<p>審議事項</p> <p>(1) 令和3年度 後期科目の単位認定について(2年生)</p> <p>(2) 科目等履修生の単位認定について</p> <p>(3) 令和3年度 卒業認定について</p> <p>(4) 令和3年度 学長賞・優等賞・精励賞等の選考について</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 学籍異動について</p> <p>(2) 栄養士養成施設に係る指導調査の結果について</p>

国際学院埼玉短期大学

回	開催月日	主 な 議 題
第 21 回(臨時) 出席 17 名	3 月 1 日 (火)	審議事項 (1) 教員人事について (2) 令和4年度 委託訓練生（社会人Ⅱ期）の合格者の選考について
第 22 回 出席 17 名	3 月 8 日 (火)	審議事項 (1) 令和4年度 総合型選抜Ⅳ・Ⅲ期(3/8面談)の合格者の選考について (2) 令和3年度 後期科目の単位認定について（1年生） (3) 令和3年度 後期科目の単位認定について（2年生再履修科目） (4) 令和3年度 卒業認定について（幼児保育学科追加認定） (5) 令和4年度 科目等履修生の選考について (6) 学則の一部変更について (7) 4月の行事予定表について 報告事項 (1) 学籍異動について (2) 新型コロナウイルス感染症に対する本学の活動指針のレベル及び警戒カテゴリーについて (3) 令和3年度 卒業研究発表会について (4) 令和4年度 オリエンテーションについて (5) 令和4年度 入学式について (6) 各種委員会報告について 【前回 教授会(2/16)以降 開催分について】
第 23 回(臨時) 出席 16 名	3 月 25 日 (金)	審議事項 (1) 教員人事について

三つの方針については、令和3年度第11回教授会（令和3年10月27日開催）において令和3年10月22日に開催した大学改革助言・評価委員会における外部委員の意見を報告するなど、学科のアドミッション・ポリシーの見直しのための検討を行った。また、学修成果については、平成23年度第12回教授会（平成23年12月21日開催）・第13回教授会（平成24年1月18日開催）の議を経て承認し、さらに平成25年度第18回教授会で一部修正・確認したものである。したがって、教授会は、三つの方針及び学修成果に対する認識を有している。

なお、教授会における審議事項の教職員への周知は、教授会後に開催する教職員全員が参加する教職員会議において図っている。なお、今年度の教職員会議についてはZoomによるオンライン開催で行った。そして、学校教育法の一部改正を受け、学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を推進するため諸規程の見直しを行った。

学長は「国際学院埼玉短期大学運営規則第18条」に基づき、学長は入学試験管理委員会、危機管理委員会、教務委員会、学生委員会、研究推進委員会、キャリア委員会、卒業研究論文委員会、教職課程委員会、図書委員会、地域連携委員会、大学環境委美化推進委員会、教育研究活動等点検・評価委員会、FD・SD委員会、IR・EM推進会議を設置し、学長がそれぞれの委員会の委員長、委員を任命し、事務部の担当課が委員会の庶務を担当するなど、教育上の委員会等を設置し、設置規程等に基づいて適切に運営している。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題＞

学長のリーダーシップにより本学の教育のさらなる向上・充実に向けて、ガバナンス体制並びに全教職員の協力体制を一層強化していくことが重要である。

本学院では、平成 28 年 3 月、今後 5 か年の中期計画である「K G ブランドの確立に向けて一経営基盤安定強化計画」を策定した。この計画においては、学長のリーダーシップの下に、経営基盤の質保証と教育研究の質保証を戦略の基本方針として定め、副学長及び事務局長が学長を補佐すべく、それぞれが個々の目標の責任者として進捗管理を行うこととした。その後、第Ⅳ期中期計画を経て第Ⅴ期中期計画へと引き継がれていく中、引き続き進捗管理体制を確保し実効性ある計画の推進を図っていく必要がある。

また新型コロナウイルス感染症の終息が不透明な状況下において、引き続き強いリーダーシップのもと、臨機応変に且つ機動的に状況に応じた対応を行う必要がある。

なお、令和 3 年度においては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正に伴い、公的研究費が監事監査の対象となり、更なる公的研究費の適正な管理を行い、教員の研究活動の促進を図っていく。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

学長は、本学院が平成 30 年 12 月、国連グローバル・コンパクト（UNGC）に署名し、正会員として加入したことを受け、SDG s を掲げた卒業研究ゼミを展開し、各ゼミにおいて保育・栄養・調理の専門分野の観点から SDG s 17 目標のいずれかに焦点を当て研究を掘り下げ取り組みを推進するなど、本学における SDG s の活動を啓蒙している。

また、令和 2 年 2 月の第 4 回理事会において策定した、本学におけるガバナンス・コードにもとづき、学長のリーダーシップの強化を一層推進している。

併せて、新型コロナウイルス感染症の終息が不透明な中、運営協議会を新型コロナウイルス感染症対策組織に位置づけ、感染予防と学生の学修の充実の両立に努め、自らが定めた活動指針のレベル及び警戒カテゴリーの基準に基づき、遠隔授業、分散型授業、対面授業対策を適切に迅速に行っている。また感染予防対策を講じるための財源確保を目的として緊急予算措置を行い、感染予防に係る物品等を確保し対応した。

テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

<根拠資料>

寄附行為、監事監査規程、令和元年度監事監査資料、令和2年度監事監査資料、令和3年度監事監査資料、令和元年度評議員会議事録、令和2年度評議員会議事録、令和3年度評議員会議事録、令和2年度監査報告書、令和3年度期中監査報告書、令和3年度期中監査資料、私立学校法(令和元年改正)、学校教育法施行規則

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務、若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1の現状>

監事については私立学校法の改正による理事会の監督権限の強化を受け、第3回理事会議事録から署名押印することとした。

監事は、寄附行為第17条の規定に基づき、法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行っている。また、学校法人国際学院監事監査規程を制定(平成30年5月28日)し、監事監査業務の適正且つ効率的な運営の確保を図ったところである。

監事は、理事会、評議員会に出席し、法人の業務、教学及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について意見を述べている。令和3年度に開催した理事会・評議員会(理事会5回、評議員会3回)に出席し、令和3年5月に令和2年度監査を実施、評議員会、理事会の双方に報告を行った。

令和3年度学院監査については令和3年5月18日に実施し、監査報告書を令和3年5月24日開催の第1回学院理事会及び第1回学院評議員会に提出した。

また、令和3年12月6日、業務、教学、会計及び理事の業務執行状況に関する期中監査を実施し、令和3年12月6日開催の理事会に監査報告書を提出し報告している。

なお、令和3年12月の期中監査では、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づき公的研究資金等不正防止についての意見を監事に求めた。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2の現状>

評議員は寄附行為第25条に基づき次のとおり組織している。

現在数	選任条項・人数		
1人	25-1-1	短期大学長	1人
4人	25-1-2	法人教職員	4人
2人	25-1-3	法人設置学校卒業生	2人
7人	25-1-4	学識経験者	4人以上8人以内

評議員会は私立学校法第42条の規定に基づき、寄附行為第23条により令和3年度は全3回で運営している。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している。

<区分 基準IV-C-3の現状>

学校教育法施行規則第172条の2の規定に基づき、公表すべき教育研究活動等の教育情報を以下の項目ごとにウェブサイト上に掲載し公表している。

[教育情報]

- 1 大学の教育研究上の目的に関すること
- 2 教育研究上の基本組織に関すること
- 3 (1) 教員組織、教員の数に関すること
(2) 各教員が保有する学位及び業績に関すること
- 4 (1) 入学者に関する受入方針
(2) 入学者数、収容定員及び在学する学生の数に関すること
(3) 卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- 5 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の計画（シラバス）
- 6 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- 7 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 8 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

- 9 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 10 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び技能に関する情報

さらに、財務情報については、私立学校法第 47 条第 2 項の規定を踏まえた学校法人国際学院財務情報公開に関する規程に基づき、情報公開を行っている。在学生及びその他の利害関係人への閲覧の他、以下の内容をウェブサイトに掲載し、広く社会に公表している。

[財務情報]

- 1 令和 2 年度事業報告書
 - (1) 法人の概要
 - (2-1) 事業の概要
 - (3) 財務の概要
- 2 令和 2 年度決算の概要
- 3 令和 2 年度監査報告書

[教育情報の公表] <https://sc.kgef.ac.jp/about/public/>

[財務情報の公開] http://www.kgef.ac.jp/financial_index.html

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

監事は、寄附行為第 17 条の規定に基づき、法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を適宜行っている。このため、学校法人国際学院監事監査規程を制定(平成 30 年 5 月 28 日)し、監事監査業務の適正且つ効率的な運営の確保を図ったところであり、平成 30 年度からは監事監査の充実強化を図るため、期中監査を実施し、令和 3 年度は令和 3 年 12 月に実施したところである。また、学校運営状況・経営状況について、理事長と公認会計士の意見交換会に監事も同席し、意見を申し述べている。今後は、さらに期中監査の実施時期や実施回数、実施方法などを検討し、よりきめ細かな監査計画に基づく監事監査を計画的に実施していく必要がある。さらに、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の改正に伴い、公的研究費に対する監査も継続して実施していく必要がある。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

監事監査業務の適正且つ効率的な運営の確保を図ることを目的に、学校運営に卓越し識見を有する人材を監事に登用している。また、令和 2 年度の寄附行為改正で監事機能・評議員機能を強化し、さらに、短期大学ガバナンス・コードの制定により、今後、一層のガバナンス強化を図ることとしている。

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実行状況

前回の認証評価において、「引続き、確立しているリーダーシップとガバナンスの管理運営体制の質を継続していくことが肝要である。そのためには、全学的なSD・FDを一層進め、教職員の意識改革や能力開発などをさらに推進していく。」と改善計画を策定した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

確立しているリーダーシップとガバナンスの管理運営体制の質を維持・向上するために、今後においても継続して全学的なFD・SDを実施し、教職員の意識改革や能力開発などをさらに推進していく。